

資料1 気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀もは破損するものがある。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られることがある 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾く	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山林の崩壊が発生することがある。
7		

ライフライン・インフラ等への影響

断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）がおこることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

大規模構造物への影響

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから漏れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

第 1 編

資料 2 気象注意報・警報の概要

1. 注意報

種 類			概要	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪 注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
			強風 注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
			大雨 注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準：7（土壌雨量指数）：127
			大雪 注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上になると予想される場合。
			濃霧 注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
			雷 注意報	落雷等による災害のおそれがある場合
			乾燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度 60%以下で、最小湿度 35%以下になると予想される場合
			なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 積雪の深さが 50cm 以上あり、高野山（アメダス）の最高気温が 10℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合
			着雪 注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気温が－2℃～2℃で 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合
			霜 注意報	3 月 20 日以降最低気温※3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合
			低温 注意報	低温によって災害が起こると予想される場合で、具体的には沿岸部で最低気温が－4℃以下と予想される場合
			※1 地面現象 注意報	

種 類			概 要
注 意 報	一般の 利用に 適合するもの	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T.P）上、1.3m 以上になると予想される場合
		波浪注意報	風浪、うねりなどによって災害が起こるおそれがある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 3.0m 以上の波高（有義波高）が予想される場合
		※1 浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・流域雨量指数基準：西谷川 4.3、高山川 5.6、お仙谷川 5.0、箕川 1.7 ・複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組合せ ：有田川 6-32.1、高山川 7-3.9 ・指定河川洪水予報基準：有田川 氾濫注意情報【警戒レベル 2】 基準地点の水位が氾濫注意水位（金屋水位観測所で 4.1m もしくは栗生水位観測所で 4.5m）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
	※2 合するもの 水防活動の 利用に適	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
		高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
		有田川 洪水注意報	一般の利用に適合する有田川洪水注意報と同じ。

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

2. 警報

種 類				概 要
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 警 報	暴風 警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
			暴風雪 警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
			大雨 警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 (表面雨量指数基準) 15 (土壌雨量指数) 180
			大雪 警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが、平地で 15cm 以上になると予想される場合
		※1 地面現象 警報		大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		高潮警報		台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面 (T.P) 上 1.8m 以上になると予想される場合

種 類			概 要
警 報	一般の 利用に 適合するもの	波浪警報	風浪、うねりなどによって重大な災害がおこるおそれがある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 6.0m以上の波高（有義波高）が予想される場合
		※1 浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・流域雨量指数基準：西谷川 5.4、高山川 7、お仙谷川 3.2、箕川 2.2 ・複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組合せ） ：有田川 9,42.3、高山川 10,4.9 ・指定河川洪水予報基準：有田川 氾濫警戒情報【警戒レベル 3】 基準地点水位が氾濫危険水位（金屋 6.1m、栗生 6.3m）に達すると見込まれるとき 避難判断水位（金屋 5.3m、栗生 5.5m）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 氾濫危険情報【警戒レベル 4】 基準地点水位が氾濫危険水位（金屋 6.1m、栗生 6.3m）に達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 氾濫発生情報【警戒レベル 5】 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき
	※2 利用に 適合するもの 水防活動の	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
		有田川 洪水警報	一般の利用に適合する有田川洪水警報と同じ。

（注） 1 注意報、警報の発表基準欄に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

2 ※印を付した基準値は、気象官署の値であることを示す。

※1印を付した注意報、警報は標題を出さずに、気象注意報、警報に含めて行う。

※2印を付した水防活動に利用に適合する注意報、警報は一般の利用に適合する注意報、警報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

第1編

3. 特別警報

現象の種類	特別警報の発表基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

第2編

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をおこなう。

第3編

4. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、和歌山県北部または南部を対象に発表される。この情報の有効期間が、発表から1時間である。

第4編

※ 竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こる、音が聞こえにくくなるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。

第5編

第6編

資料編

資料 3 和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準

第 1 条（総則）

この基準は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項に基づく、和歌山県水防計画書第 6 章第 1 節の重要水防箇所のうち、県が管理する河川の箇所を設定することについての基準を示すものである。

第 2 条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水または高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

第 3 条（箇所設定の基準）

河川の背後地が別表 1 のいずれかに該当し、かつ河川の現状が別表 2 のいずれかに該当する箇所。

別表 1

種 別	評 定 基 準
1	市街地または集落を形成している区域があること。
2	重要な公共施設（鉄道、国道、県市町村道、官公署、学校、病院等）が存在する区域があること。
3	農地、工場等地域の経済において重要な区域があること。
4	その他、上記に準じる重要な区域があること。

別表 2

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の 2 分の 1 未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧河川			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤又は旧河川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

出典：和歌山県水防計画書

資料 4 知事管理河川重要水防箇所個別調書

有田振興局建設部管内

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				場 所	延長(m)			
1	有田川	有田川	左	箕島漁港～有田大橋上流 100m	860	B	堤防高	
2	有田川	有田川	左	有田大橋上流 100m～国道 42 号県道分岐点	1,490	A	堤防断面	
3	有田川	有田川	左	国道 42 号県道分岐点～有田川町境界	5,870	B	堤防高	
4	有田川	有田川	右	港町（元吉田造船）～保田橋上流 100m	3,270	B	堤防高	
5	有田川	有田川	右	保田橋上流 100m～保田橋上流 600m	500	A	堤防高	
6	有田川	有田川	右	保田橋上流 600m～有田東大橋上流 300m	3,700	B	堤防断面	
7	有田川	有田川	右	有田東大橋上流 300m～有田川町境界	580	A	堤防高	
8	有田川	西谷川	左	喜多郷橋～宮前川合流地点	900	A	堤防高	
9	有田川	西谷川	左	宮前川合流地点 350m～宮原町道里神 527-1 地先	350	A	堤防高	
10	有田川	西谷川	右	喜多郷橋～宮前川合流地点	900	A	堤防高	
11	有田川	西谷川	右	宮前川合流地点 350m～宮原町道里神 527-1 地先	350	A	堤防高	
12	有田川	箕川	左	市道 11 号線 5 号橋～箕川橋	850	B	堤防高	
13	有田川	箕川	右	市道 11 号線 5 号橋～箕川橋	850	A	堤防高	
14	有田川	高山川	左	有田川合流点～有田市野字植松 667 地先	680	A	堤防高	
15	有田川	お仙谷川	左	赤畑モータース前無名橋～市道 18 号線無名橋上流 60m	650	A	堤防高	
16	有田川	お仙谷川	右	赤畑モータース前無名橋～市道 18 号線無名橋上流 60m	650	A	堤防高	
17	有田川	宮前川	左	西谷川合流地点～宮原町須谷天神谷 802-3	2,400	A	堤防高	
18	有田川	宮前川	右	西谷川合流地点～宮原町須谷天神谷 802-3	2,400	A	堤防高	

出典：和歌山県水防計画書

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

資料5 警戒を要するため池

ため池	台帳 番号	指定 基準	所在 (大字)	1. 延 長 (m)	2. 提 高 (m)	3. 受 益 面積 (ha)	4. 想 定 被害 面積 (ha)	5. 民 家 戸数 (戸)	6. 公共施設等
ｼﾝｲﾅ 新池（糸我）	1	B	糸我町 中番	105.0	6.2	12.6	7.4	117	
ﾏﾗｲﾅ 村池	3	B	宮原町 道	154.0	7.3	0	12.0	150	
ｲｯﾎﾟﾝｲﾅ 一本池	11	B	千田	37.0	1.9	1.0	1.8	23	
ﾄﾘﾏｲﾅ 鳥間池	12	B	千田	93.0	4.3	1.0	3.8	30	
ｶﾏｲﾅ 鎌池	27	B	千田	110.0	1.9	0	2.2	152	
ｵｵﾀﾆｲﾅ 大谷池	16	B	山地	71.0	6.3	0	0.6	23	
ｺﾞﾀﾝﾀﾞｲﾅ 五反田池	17	B	山地	53.0	3.0	0	0.4	120	長寿荘
ﾎｼｺﾞｴｲﾅ 星越池	18	B	初島町 里	125.0	13.3	27.8	35.1	379	初島小、国道
ｷﾀﾉｲﾅ 北野池	19	B	初島町 浜	59.0	7.8	1.0	5.8	35	
ﾔｸｼﾞﾅ 薬師池	20	B	初島町 浜	26.0	6.3	1.0	1.0	47	
ｴﾊﾞｲﾅ 弓場池	21	B	初島町 里	104.0	8.5	1.0	5.6	50	初島小、国道
ｻﾗｲﾅ 皿池	22	B	初島町 里	60.0	11.7	1.0	3.5	0	
ｼﾝｲﾅ 新池（初島）	24	B	初島町 里	29.0	6.8	1.0	4.6	50	

注) 指定基準は以下のとおり。

A：特に重要と思われる箇所

B：次に重要と思われる箇所

C：やや重要と思われる箇所

資料 6 土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流 I

No	溪流番号	市町村名	字 名	河川名	溪 流 名	流域面積
1	4-204-1-001	有田市	初島町浜	－	沖山南谷川	0.03
2	4-204-1-002	有田市	初島町浜	－	御殿山谷川	0.01
3	4-204-1-003	有田市	初島町浜	－	浜北谷川	0.03
4	4-204-1-004	有田市	初島町里	内の川	初島谷川	0.03
5	4-204-1-005	有田市	初島町里	内の川	前の川	0.23
6	4-204-1-006	有田市	初島町里	内の川	弓場池谷川	0.28
7	4-204-1-007	有田市	箕島	内の川	大平寺谷川	0.03
8	4-204-1-008	有田市	箕島	内の川	新町谷川	0.13
9	4-204-1-009	有田市	新堂	内の川	箕島谷川	0.10
10	4-204-1-010	有田市	新堂	内の川	石津谷川	0.13
11	4-204-1-011	有田市	新堂	内の川	新堂谷西川	0.05
12	4-204-1-012	有田市	新堂	内の川	新堂谷川	0.24
13	4-204-1-013	有田市	新堂	有田川	本光寺東谷川	0.01
14	4-204-1-014	有田市	新堂	有田川	妙法寺谷川	0.03
15	4-204-1-015	有田市	山田原	有田川	二ヶ村谷川	0.26
16	4-204-1-016	有田市	山田原	有田川	瀬井谷川	0.71
17	4-204-1-017	有田市	山田原	有田川	法谷川	0.08
18	4-204-1-018	有田市	下中島	西谷川	西向谷川	0.09
19	4-204-1-019	有田市	下中島	西谷川	喜多郷橋谷川	0.02
20	4-204-1-020	有田市	下中島	西谷川	光明寺谷川	0.11
21	4-204-1-021	有田市	下中島	西谷川	稚杞の木谷川	0.12
22	4-204-1-022	有田市	下中島	西谷川	下中島谷川	0.06
23	4-204-1-023	有田市	下中島	西谷川	大谷川	0.49
24	4-204-1-024	有田市	鳥垣内	西谷川	鳥垣内谷川	0.12
25	4-204-1-025	有田市	宮原町滝	西谷川	西の谷川	0.14
26	4-204-1-026	有田市	宮原町滝	西谷川	多喜寺谷川	0.03
27	4-204-1-027	有田市	宮原町滝	西谷川	多喜寺東谷川	0.04
28	4-204-1-028	有田市	宮原町畑	西谷川	西谷中川	0.15
29	4-204-1-029	有田市	宮原町畑	西谷川	西谷上川	0.15
30	4-204-1-030	有田市	宮原町畑	西谷川	西谷川	0.48
31	4-204-1-031	有田市	宮原町畑	西谷川	露谷川	0.52
32	4-204-1-032	有田市	宮原町道	宮前川	東谷川	0.48
33	4-204-1-033	有田市	宮原町道	宮前川	宮原谷川	0.01
34	4-204-1-034	有田市	宮原町東	宮前川	北谷川	0.04
35	4-204-1-035	有田市	宮原町東	宮前川	奥の谷川,淵川	0.37
36	4-204-1-036	有田市	宮原町東	宮前川	伏谷川	0.07
37	4-204-1-037	有田市	宮原町須谷	宮前川	福勝寺谷川	0.03
38	4-204-1-038	有田市	宮原町須谷	宮前川	宮谷川	0.20
39	4-204-1-039	有田市	糸我町中番	お仙谷川	安生寺谷川	0.03

有田市地域防災計画資料編 資料

第1編

土石流危険溪流Ⅰ

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

No	溪流番号	市町村名	字 名	河川名	溪 流 名	流域面積
40	4-204-1-040	有田市	糸我町中番	お仙谷川	地藏堂谷川	0.12
41	4-204-1-041	有田市	糸我町中番	お仙谷川	中番谷川	0.03
42	4-204-1-042	有田市	糸我町中番	お仙谷川	糸我東谷川	0.09
43	4-204-1-043	有田市	糸我町中番	お仙谷川	山村谷川	0.09
44	4-204-1-044	有田市	糸我町西	お仙谷川	糸我西谷川	0.09
45	4-204-1-045	有田市	糸我町西	お仙谷川	仁平寺東谷川	0.03
46	4-204-1-046	有田市	糸我町西	お仙谷川	剣谷川	0.23
47	4-204-1-047	有田市	糸我町西	お仙谷川	福正寺東谷川	0.03
48	4-204-1-048	有田市	星尾	有田川	大谷川	0.15
49	4-204-1-049	有田市	千田	高山川	野井谷川	0.05
50	4-204-1-050	有田市	千田	高山川	本池谷川	0.04
51	4-204-1-051	有田市	千田	高山川	野井下谷川	0.04
52	4-204-1-052	有田市	千田	高山川	須佐東谷川	0.02
53	4-204-1-053	有田市	千田	高山川	神光谷川	0.06
	4-204-1-054	有田市	千田	高山川	上高山谷川	0.04
55	4-204-1-055	有田市	野	高山川	高山川支川	0.09
56	4-204-1-056	有田市	山地	高山川	野北谷川	0.12
57	4-204-1-057	有田市	山地	高山川	西山地谷川	0.06
58	4-204-1-058	有田市	山地	高山川	立神谷川	0.03
59	4-204-1-059	有田市	古江見	有田川	古江見下谷川	0.02
60	4-204-1-060	有田市	古江見	有田川	寺谷東川	0.04
61	4-204-1-061	有田市	古江見	有田川	寺谷川	0.07
62	4-204-1-062	有田市	古江見	有田川	古江見谷川	0.04
63	4-204-1-063	有田市	古江見	有田川	無縁寺谷川	0.02
64	4-204-1-064	有田市	宮崎町	箕川	法正寺東谷川	0.10
65	4-204-1-065	有田市	宮崎町	箕川	法正寺谷川	0.06
66	4-204-1-066	有田市	宮崎町	箕川	浄妙寺谷川	0.09
67	4-204-1-067	有田市	宮崎町	箕川	桜ヶ丘谷川	0.07
68	4-204-1-068	有田市	宮崎町	箕川	中御堂谷川	0.05
69	4-204-1-069	有田市	宮崎町	箕川	宮の脇谷川	0.02
70	4-204-1-070	有田市	宮崎町	箕川	下の宮谷川	0.02
71	4-204-1-071	有田市	宮崎町	箕川	宮前上谷川	0.02
72	4-204-1-072	有田市	宮崎町	箕川	宮前中谷川	0.03
73	4-204-1-073	有田市	宮崎町	箕川	宮前下谷川	0.02
74	4-204-1-074	有田市	宮崎町	—	田鶴谷川	0.03
75	4-204-1-075	有田市	宮崎町	—	男浦東谷川	0.01
76	4-204-1-076	有田市	宮崎町	—	男浦中谷川	0.02
77	4-204-1-077	有田市	宮崎町	—	男浦西谷川	0.02
78	4-204-1-078	有田市	宮崎町	—	女の浦谷川	0.02
79	4-204-1-079	有田市	宮崎町	—	逢井谷川	0.02
80	4-204-1-080	有田市	宮崎町	—	逢井東谷川	0.06

土石流危険溪流Ⅰ

No	溪流番号	市町村名	字 名	河川名	溪 流 名	流域面積
81	4-204-1-081	有田市	千田	—	千田谷川	0.04

(土石流危険溪流Ⅱ)

No	溪流番号	市町村名	字 名	河川名	溪 流 名	流域面積
1	4-204-2-001	有田市	初島町里	内の川	奥北谷川	0.02
2	4-204-2-002	有田市	初島町里	内の川	奥上谷川	0.02
3	4-204-2-003	有田市	初島町里	内の川	弓場南谷川	0.01
4	4-204-2-004	有田市	山田原	有田川	下中島西谷川	0.02
5	4-204-2-005	有田市	山田原	有田川	下中島東谷川	0.02
6	4-204-2-006	有田市	下中島	西谷川	西谷有田境川	0.02
7	4-204-2-007	有田市	下中島	西谷川	地福寺北谷川	0.02
8	4-204-2-008	有田市	宮原町畑	西谷川	西谷下川	0.11
9	4-204-2-009	有田市	糸我町中番	お仙谷川	新池谷川	0.54
10	4-204-2-010	有田市	星尾	有田川	出崎谷川	0.01
11	4-204-2-011	有田市	千田	高山川	鎌池谷川	0.30
12	4-204-2-012	有田市	古江見	有田川	古江見東谷川	0.01

土石流危険溪流Ⅲ

No	溪流番号	市町村名	字 名	河川名	溪 流 名	流域面積
1	4-204-3-001	有田市	初島町里	内の川	初島里谷川	0.01
2	4-204-3-002	有田市	初島町里	内の川	上星越池谷川	0.02
3	4-204-3-003	有田市	初島町里	内の川	星越池南谷川	0.32
4	4-204-3-004	有田市	糸我長西	お仙谷川	お仙谷下川	0.05
5	4-204-3-005	有田市	星尾	有田川	あゆ南谷川	0.02
6	4-204-3-006	有田市	星尾	有田川	星尾谷川	0.01
7	4-204-3-007	有田市	千田	—	北山西谷川	0.07

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第 1 編

資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所 I

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
1	I	685	有田市	初島町浜	莊原	43	15
2	I	686	有田市	初島町浜	古房	55	20
3	I	687	有田市	初島町里	初島	60	14
4	I	688	有田市	初島町里	森田	35	35
5	I	689	有田市	初島町里	瀬之谷・初島（2）	40	25
6	I	691	有田市	港町・箕島	港町	32	25
7	I	692	有田市	箕島	箕島	32	40
8	I	693	有田市	新堂	石津谷	42	50
9	I	694	有田市	新堂	滝形谷	35	35
10	I	695	有田市	新堂	笹山谷	39	40
11	I	696	有田市	新堂	新堂・新堂	31	30
12	I	697	有田市	新堂	山田原・山田原（1）	30	35
13	I	698	有田市	山田原・下中島	西向・西向	45	20
14	I	699	有田市	宮原町滝	市原	35	25
15	I	700	有田市	宮原町道	道（1）	40	30
16	I	701	有田市	宮原町畑	畑	41	20
17	I	702	有田市	宮原町須谷	天神谷	40	30
18	I	703	有田市	宮原町須谷	上ノ山	45	25
19	I	704	有田市	糸我町中番	宮代・沖	50	30
20	I	705	有田市	糸我町西	糸我町西	40	40
21	I	706	有田市	千田	佐山	35	40
22	I	707	有田市	千田	岡崎	45	25
23	I	708	有田市	千田	神後原	50	18
24	I	709	有田市	千田	狩谷・高田南原	40	25
25	I	710	有田市	千田	高田南原	40	25
26	I	711	有田市	千田	高田	40	20
27	I	712	有田市	千田	高田原・神谷北・神谷南・千田西・峠・高田原 2	50	25
28	I	717	有田市	山地	山地	50	20
29	I	718	有田市	山地	山地（1）	50	20
30	I	719	有田市	山地	山地（2）	35	18
31	I	720	有田市	野	立神	50	35
32	I	721	有田市	古江見	宮脇	45	25
33	I	722	有田市	古江見	古江見（5）	45	35
34	I	723	有田市	宮崎町	古江見・古江見（2）・妙見	50	33
35	I	724	有田市	宮崎町	国尾・西浄妙寺	50	30
36	I	725	有田市	宮崎町	西浄妙寺	65	25

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
37	I	726	有田市	宮崎町	辰ヶ浜東山・宮ノ下・三谷・中御堂	55	30
38	I	727	有田市	宮崎町	逢井(1)	46	40
39	I	728	有田市	宮崎町	逢井西	40	25
40	I	732	有田市	宮崎町	辰ヶ浜丸山	65	22
41	I	733	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	48	35
42	I	734	有田市	宮崎町	男浦・男浦・男浦（１）・辰ヶ浜	45	35
43	I	735	有田市	宮崎町	女浦・女ノ浦	40	60
44	I	736	有田市	宮崎町	矢櫃西・矢櫃東	40	50
45	I	738	有田市	宮崎町	辰ヶ浜東山・宮の下	50	35
46	I	739	有田市	宮崎町	辰ヶ浜稲荷	45	30
47	I	2260	有田市	糸我町中番	中番	40	40
48	I	3701	有田市	箕島	箕島	32	25
49	I	3702	有田市	箕島	箕島（３）	33	40
50	I	3703	有田市	新堂	新堂（２）・山田原（２）	35	35
51	I	3704	有田市	宮原町道	道（２）	45	30
52	I	3705	有田市	宮崎町	矢櫃東（２）	40	30
53	I	3706	有田市	宮原町滝	滝・西向	45	20
54	I	3707	有田市	宮崎町	三谷・三谷２	40	20
55	I	3708	有田市	糸我町西	糸我（１）	50	25
56	I	3709	有田市	糸我町西	糸我（２）	45	18
57	I	3710	有田市	箕島	箕島西平尾	35	15
58	I	3711	有田市	宮原町滝	滝金山（６）	45	30
59	I	3712	有田市	宮原町須谷	須谷井口	45	60
60	I	3713	有田市	星尾	星尾上之蔵	40	35
61	I	3714	有田市	宮崎町	宮崎矢櫃	55	40

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
1	Ⅱ	3001	有田市	初島町里	里青木	45	10
2	Ⅱ	3002	有田市	初島町里	里東山	40	15
3	Ⅱ	3003	有田市	箕島	箕島赤岩	35	15
4	Ⅱ	3004	有田市	箕島	箕島野丁	40	20
5	Ⅱ	3005	有田市	山田原	山田原飯盛	45	15
6	Ⅱ	3006	有田市	山田原	山田原表山	30	10
7	Ⅱ	3007	有田市	宮原町滝	滝金山（４）	40	30
8	Ⅱ	3008	有田市	宮原町滝	滝金山（５）	40	80
9	Ⅱ	3009	有田市	宮原町滝	滝里神	40	45
10	Ⅱ	3010	有田市	宮原町道	道天神	50	35
11	Ⅱ	3011	有田市	宮原町畑	畑家本	40	10
12	Ⅱ	3012	有田市	宮原町畑	畑有久保	40	75

第 1 編

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
13	Ⅱ	3013	有田市	宮原町道	道辻貝	45	65
14	Ⅱ	3014	有田市	宮原町東	東井口	45	20
15	Ⅱ	3015	有田市	糸我町中番	中番雲雀山	35	25
16	Ⅱ	3016	有田市	糸我町西	糸我西谷（1）	45	15
17	Ⅱ	3017	有田市	糸我町西	糸我西谷（2）	35	45
18	Ⅱ	3018	有田市	星尾	星尾上之蔵（1）	60	35
19	Ⅱ	3019	有田市	星尾	星尾上之蔵（2）	45	55
20	Ⅱ	3020	有田市	星尾	星尾上之蔵（3）	40	40
21	Ⅱ	3021	有田市	星尾	星尾上之蔵（4）	35	10
22	Ⅱ	3022	有田市	千田	千田青木	45	65
23	Ⅱ	3023	有田市	野	野御殿山	40	40
24	Ⅱ	3024	有田市	宮崎町	宮崎東国尾	30	45

第 3 編

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
1	Ⅲ	1501	有田市	初島町浜	浜御殿跡	34	100
2	Ⅲ	1502	有田市	初島町浜	浜唐見谷	32	70
3	Ⅲ	1503	有田市	初島町浜	浜野田原	32	50
4	Ⅲ	1504	有田市	初島町里	里東山（2）	30	70
5	Ⅲ	1505	有田市	箕島	箕島一本松	30	20
6	Ⅲ	1506	有田市	宮崎町	宮崎辰ヶ浜	38	40
7	Ⅲ	1507	有田市	宮崎町	宮崎女ノ浦	32	50
8	Ⅲ	1508	有田市	山田原	山田原飯盛（2）・山田原（2）	35	70
9	Ⅲ	1509	有田市	古江見	古江見南原	34	40
10	Ⅲ	1510	有田市	宮原町道	道王子	45	50
11	Ⅲ	1511	有田市	宮原町滝	滝金山（1）	37	30
12	Ⅲ	1512	有田市	宮原町滝	滝金山（2）	39	40
13	Ⅲ	1513	有田市	宮原町滝	滝金山（3）	39	80
14	Ⅲ	1514	有田市	宮原町道	道西谷（1）	30	30
15	Ⅲ	1515	有田市	宮原町道	道西谷（2）	30	30
16	Ⅲ	1516	有田市	宮原町新町	新町井口	39	40
17	Ⅲ	1517	有田市	宮原町須谷	須谷真谷	40	60
18	Ⅲ	1518	有田市	宮原町須谷	須谷天神谷	38	40
19	Ⅲ	1519	有田市	星尾	星尾上之蔵（5）	30	30
20	Ⅲ	1520	有田市	星尾	星尾上之蔵（6）	38	40
21	Ⅲ	1521	有田市	星尾	星尾上之蔵（7）	32	50
22	Ⅲ	1522	有田市	糸我町西	糸我宮ノ上	34	40
23	Ⅲ	1523	有田市	千田	千田気鎮	35	20
24	Ⅲ	1524	有田市	星尾	星尾清水谷（1）	31	60
25	Ⅲ	1525	有田市	星尾	星尾清水谷（2）	35	60
26	Ⅲ	1526	有田市	星尾	星尾大谷	30	50

第 5 編

第 6 編

資料編

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

No	危険区分	箇所番号	市町村名	大 字	箇 所 名	傾斜度	高さ
27	Ⅲ	1527	有田市	千田	千田神後原	38	40
28	Ⅲ	1528	有田市	千田	千田潰ヶ谷	32	60
29	Ⅲ	1529	有田市	糸我町中番	中番雲雀山（１）	34	20
30	Ⅲ	1530	有田市	糸我町中番	中番雲雀山（２）	36	50
31	Ⅲ	1531	有田市	糸我町中番	中番地藏堂	40	40
32	Ⅲ	1532	有田市	糸我町中番	中番東山	39	60

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

資料 8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
1	204-0001	有田市	初島町浜		4.86	
2	204-0002	有田市	宮原町畑		16.13	
3	204-0003	有田市	宮原町畑		16.85	
4	204-0004	有田市	下中島		14.14	
5	204-0005	有田市	宮崎町		9.27	
6	204-0006	有田市	宮崎町		6.62	
7	204-0007	有田市	宮崎町		11.71	
8	204-0008	有田市	山地		9.15	
9	204-0009	有田市	千田		4.29	
10	204-5001	有田市	糸我町中番		55.65	
11	204-5002	有田市	山田原		7.85	
12	204-5003	有田市	山田原		5.78	
13	204-5004	有田市	初島町里		28.14	
14	204-5005	有田市	初島町里		3.41	
15	204-5006	有田市	初島町里		32.85	
16	204-5007	有田市	山田原		37.32	
17	204-5008	有田市	下中島		9.49	
18	204-5012	有田市	宮崎町		31.18	
19	204-5013	有田市	山地		18.97	
20	204-5014	有田市	千田		3.89	

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

資料9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
1	204-0001	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	0.15	
2	204-0002	有田市	宮崎町	女ノ浦	4.43	
3	204-0003	有田市	宮崎町	男浦	5.55	
4	204-0004	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	0.41	
5	204-0005	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	1.00	
6	204-0006	有田市	宮崎町	中谷	1.79	
7	204-0007	有田市	宮崎町	中御堂	9.56	
8	204-0008	有田市	宮崎町	中谷	8.54	
9	204-0009	有田市	宮崎町	逢井	6.03	
10	204-0010	有田市	宮崎町	逢井	4.80	
11	204-0011	有田市	宮崎町	中御堂	7.13	
12	204-0012	有田市	宮崎町		0.80	
13	204-0013	有田市	宮崎町		2.51	
14	204-0016	有田市	初島町浜		7.36	
15	204-0017	有田市	初島町浜		1.88	
16	204-0018	有田市	初島町里		0.33	
17	204-0019	有田市	初島町里		4.85	
18	204-0020	有田市	箕島	赤岩	1.21	
19	204-0021	有田市	箕島		3.56	
20	204-0024	有田市	宮原町畑		3.84	
21	204-0025	有田市	宮原町畑		5.46	
22	204-0026	有田市	宮原町道		5.41	
23	204-0027	有田市	宮原町道		2.21	
24	204-0028	有田市	古江見	寺山	1.73	
25	204-0029	有田市	千田	神芝谷	3.06	
26	204-0030	有田市	下中島		4.37	
27	204-0031	有田市	宮原町道		3.17	
28	204-0032	有田市	宮原町須谷		2.66	
29	204-0033	有田市	糸我町西		3.72	
30	204-0034	有田市	糸我町西		1.38	
31	204-0035	有田市	糸我町中番		6.56	
32	204-0036	有田市	宮崎町	矢櫃	4.52	
33	204-0037	有田市	宮崎町	矢櫃	0.57	
34	204-5001	有田市	宮崎町	男浦	0.22	
35	204-5002	有田市	宮崎町	辰ヶ浜	0.32	
36	204-5003	有田市	宮崎町		0.46	
37	204-5004	有田市	古江見		0.58	
38	204-5005	有田市	箕島		0.14	
39	204-5006	有田市	初島町浜		0.80	

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
40	204-5007	有田市	初島町里		0.17	
41	204-5008	有田市	初島町里		0.58	
42	204-5009	有田市	新堂		0.98	
43	204-5010	有田市	古江見		0.92	
44	204-5011	有田市	古江見		0.60	
45	204-5012	有田市	古江見		2.01	
46	204-5013	有田市	宮崎町		0.83	
47	204-5014	有田市	宮崎町		1.14	
48	204-5015	有田市	宮崎町		1.49	
49	204-5016	有田市	宮崎町	男浦	0.47	
50	204-5017	有田市	千田		0.14	
51	204-5018	有田市	千田		0.37	
52	204-5019	有田市	千田		0.44	
53	204-5020	有田市	糸我町西		0.72	
54	204-5021	有田市	千田		0.29	
55	204-5022	有田市	千田	西	0.05	
56	204-5023	有田市	千田	東	0.19	
57	204-5024	有田市	千田	東	0.41	
58	204-5026	有田市	山地		0.07	
59	204-5027	有田市	山地		0.08	
60	204-5028	有田市	山地		0.04	
61	204-5029	有田市	山地		0.28	
62	204-5030	有田市	山地		0.21	
63	204-5031	有田市	千田	西	0.07	
64	204-5032	有田市	山地		0.23	
65	204-5033	有田市	星尾		0.31	
66	204-5034	有田市	糸我町西		0.30	
67	204-5035	有田市	糸我町西		0.22	
68	204-5036	有田市	糸我町西		0.18	
69	204-5037	有田市	糸我町中番		0.05	
70	204-5038	有田市	宮原町東		0.06	
71	204-5039	有田市	宮原町東		0.34	
72	204-5040	有田市	宮原町須谷		0.24	
73	204-5041	有田市	星尾		0.05	
74	204-5042	有田市	星尾		0.20	
75	204-5043	有田市	星尾		0.26	
76	204-5044	有田市	糸我町西		0.94	
77	204-5045	有田市	星尾		0.18	
78	204-5046	有田市	山地		0.11	
79	204-5047	有田市	古江見		0.33	
80	204-5048	有田市	宮崎町		0.18	
81	204-5049	有田市	宮崎町		0.33	

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
82	204-5050	有田市	宮崎町		0.15	
83	204-5051	有田市	宮崎町		0.19	
84	204-5052	有田市	宮崎町		0.21	
85	204-5053	有田市	宮崎町		0.09	
86	204-5054	有田市	山田原		0.05	
87	204-5055	有田市	山田原		0.51	
88	204-5056	有田市	山田原		0.10	
89	204-5057	有田市	下中島		0.06	
90	204-5058	有田市	山田原		0.64	
91	204-5059	有田市	下中島		0.19	
92	204-5060	有田市	宮原町道		0.58	
93	204-5061	有田市	宮原町滝		0.07	
94	204-5062	有田市	宮原町道		1.38	
95	204-5063	有田市	宮原町道		0.29	
96	204-5064	有田市	宮原町滝		1.46	
97	204-5065	有田市	宮原町滝		0.30	
98	204-5066	有田市	宮原町道		0.05	
99	204-5067	有田市	初島町里		0.09	
100	204-5068	有田市	宮原町畑		0.15	
101	204-5069	有田市	初島町浜		2.83	
102	204-5070	有田市	初島町里		0.07	

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

第1編

資料10 地すべり危険箇所一覧表

(農林水産省所管)

箇所番号	市町村	箇所名	大字	面積(ha)	指定年月日	県所管部署
5	有田市	下中島	下中島	18.20		農業農村整備課
6	有田市	西谷	糸我町西	25.00		農業農村整備課

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第2編

(農林水産省所管)

箇所番号	市町村	箇所名	大字	面積(ha)	指定年月日	県所管部署
204-1	有田市	中谷	宮崎町	2.37		森林整備課
204-2	有田市	辰ノ浜	宮崎町	3.04		森林整備課

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第3編

(国土交通省所管)

箇所番号	市町村	箇所名	大字	指定年月日	公示番号	県所管部署
109	有田市	北	初島町			砂防課
110	有田市	箕島	箕島			砂防課
128	有田市	畑	宮原町畑	H4.03.12	603	砂防課
205	有田市	初島	初島町浜			砂防課
206	有田市	竹田	初島町里			砂防課
207	有田市	前田	宮原町畑			砂防課
208	有田市	千田西	千田西			砂防課
209	有田市	野井	野井			砂防課

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第4編

第5編

第6編

資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

資料11 土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜地の崩壊

番号	大字	箇所番号	箇所名
1	初島町浜	I-685	莊原
2	初島町浜	I-686	古房
3	初島町里	I-687	初島
4	初島町里	I-688	森田
5	初島町里	I-689	瀬之谷・初島(2)
6	港町	I-691	港町
7	箕島	I-692	箕島
8	新堂	I-693	石津谷
9	新堂	I-694	滝形谷
10	新堂	I-695	笹山谷
11	新堂	I-696	新堂・新堂
12	山田原	I-697	山田原
13	山田原	I-698	西向・西向
14	宮原町畑	I-699	市原
15	宮原町道	I-700	道(1)
16	宮原町畑	I-701	畑
17	宮原町須谷	I-702	天神谷
18	宮原町須谷	I-703	上ノ山
19	糸我町中番	I-704	宮代・沖
20	糸我町西	I-705	糸我町西
21	千田	I-706	佐山
22	千田	I-707	岡崎
23	千田	I-708	神後原
24	千田	I-709	狩谷
25	千田	I-710	高田南原
26	千田	I-711	高田
27	千田	I-712	高田原・神谷北・神谷南・千田西・
28	山地	I-717	山地
29	山地	I-718	山地(1)
30	山地	I-719	山地(2)
31	野	I-720	立神
32	古江見	I-721	宮脇
33	古江見	I-722	古江見(5)
34	宮崎町	I-723	古江見・古江見(2)・妙見
35	宮崎町	I-724	国尾・西浄妙寺
36	宮崎町	I-725	西浄妙寺
37	宮崎町辰ヶ浜宮ノ谷	I-726	中御堂
38	宮崎町	I-727	逢井(1)
39	宮崎町	I-728	逢井西
40	宮崎町	I-732	辰ヶ浜丸山
41	宮崎町	I-733	辰ヶ浜
42	宮崎町	I-734	男浦・男浦・男浦(1)・辰ヶ浜
43	宮崎町	I-735	女浦・女ノ浦
44	宮崎町	I-736	矢櫃西・矢櫃東
45	宮崎町辰ヶ浜宮ノ谷	I-738	辰ヶ浜東山・宮の下
46	宮崎町	I-739	辰ヶ浜稲荷
47	糸我町中番	I-2260	中番
48	箕島	I-3701	箕島
49	箕島	I-3702	箕島(3)
50	宮原町道	I-3704	道(2)

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

51	宮崎町	I-3705	矢櫃東(2)
52	下中島	I-3706	滝・西向
53	宮崎町辰ヶ浜宮ノ谷	I-3707	三谷・三谷2
54	糸我町西	I-3708	糸我(1)
55	糸我町西	I-3709	糸我(2)
56	箕島	I-3710	箕島西平尾
57	宮原町滝	I-3711	滝金山(6)
58	宮原町新町	I-3712	須谷井口
59	星尾	I-3713	星尾上之蔵
60	宮崎町	I-3714	宮崎矢櫃
61	宮崎町辰ヶ浜宮ノ谷	I-40013	宮の下
62	初島町浜	I-40082	浜(100)
63	初島町里	II-3001	里青木
64	初島町里	II-3002	里東山
65	箕島	II-3003	箕島赤岩
66	箕島	II-3004	箕島野丁
67	山田原	II-3006	山田原表山
68	宮原町滝	II-3007	滝金山(4)
69	宮原町滝	II-3008	滝金山(5)
70	宮原町滝	II-3009	滝里神
71	宮原町道	II-3010	道天神
72	宮原町畑	II-3011	畑家本
73	宮原町道	II-3012	畑有久保
74	宮原町道	II-3013	道辻貝
75	宮原町新町	II-3014	東井口
76	糸我町中番	II-3015	中番雲雀山
77	糸我町中番	II-3016	糸我西谷(1)
78	糸我町西	II-3017	糸我西谷(2)
79	星尾	II-3018	星尾上之蔵(1)
80	星尾	II-3019	星尾上之蔵(2)
81	星尾	II-3020	星尾上之蔵(3)
82	星尾	II-3021	星尾上之蔵(4)
83	千田	II-3022	千田青木
84	野	II-3023	野御殿山
85	宮崎町	II-3024	宮崎東国尾
86	宮崎町辰ヶ浜宮ノ谷	II-40056	宮崎(1)
87	千田	II-40339	千田(101)
88	千田	II-40340	千田(102)
89	宮原町畑	II-40415	畑(101)
90	宮原町畑	II-40416	畑(102)
91	宮原町畑	II-40417	畑(103)
92	宮原町畑	II-40418	畑(104)
93	星尾	II-40460	星尾(101)
94	初島町里	II-40461	初島町里(101)
95	初島町里	II-40462	初島町里(102)
96	初島町里	II-40463	初島町里(103)
97	港町	II-40518	港町(101)
98	宮崎町	II-40519	宮崎町(101)
99	宮崎町	II-40520	宮崎町(102)
100	糸我町西	II-40521	糸我町西(101)
101	糸我町西	II-40522	糸我町西(102)
102	糸我町西	II-40523	糸我町西(103)
103	下中島	II-40524	下中島(101)
104	糸我町中番	II-40525	宮代・沖(100)

105	糸我町中番	Ⅱ-40526	宮代・沖(101)
106	糸我町中番	Ⅱ-40527	糸我西谷(100)
107	初島町浜	Ⅱ-40528	莊原(100)
108	初島町浜	Ⅱ-40529	莊原(101)
109	初島町浜	Ⅲ-1501	浜御殿跡
110	初島町浜	Ⅲ-1502	浜唐見谷
111	初島町浜	Ⅲ-1503	浜野田原
112	箕島	Ⅲ-1505	箕島一本松
113	宮崎町	Ⅲ-1506	宮崎辰ヶ浜
114	古江見	Ⅲ-1509	古江見南原
115	宮原町道	Ⅲ-1510	道王子
116	宮原町滝	Ⅲ-1511	滝金山 (1)
117	宮原町滝	Ⅲ-1512	滝金山 (2)
118	宮原町滝	Ⅲ-1513	滝金山 (3)
119	宮原町滝	Ⅲ-1514	道西谷 (1)
120	宮原町滝	Ⅲ-1515	道西谷 (2)
121	宮原町新町	Ⅲ-1516	新町井口
122	糸我町西	Ⅲ-1522	糸我宮ノ上
123	千田	Ⅲ-1523	千田気鎮
124	星尾	Ⅲ-1526	星尾大谷
125	糸我町中番	Ⅲ-1529	中番雲雀山(1)
126	糸我町中番	Ⅲ-1530	中番雲雀山(2)
127	糸我町中番	Ⅲ-1531	中番地藏堂
128	糸我町中番	Ⅲ-1532	中番東山

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

土石流

番号	大字	箇所番号	箇所名
1	初島町浜	4-204-1-001	沖山南谷川
2	初島町浜	4-204-1-002	御殿山谷川
3	初島町浜	4-204-1-003	浜北谷川
4	初島町里	4-204-1-005	前の川
5	新堂	4-204-1-010	石津谷川
6	新堂	4-204-1-011	新堂谷西川
7	新堂	4-204-1-012	新堂谷川
8	山田原	4-204-1-015	二ヶ村谷川
9	山田原	4-204-1-016	瀬井谷川
10	山田原	4-204-1-017	法谷川
11	下中島	4-204-1-021	稚杞の木谷川
12	下中島	4-204-1-023	大谷川
13	宮原町畑	4-204-1-029	西谷上川
14	宮原町畑	4-204-1-030	西谷川
15	糸我町中番	4-204-1-039	安生寺谷川
16	糸我町中番	4-204-1-040	地藏堂谷川
17	糸我町中番	4-204-1-041	中番谷川
18	糸我町中番	4-204-1-042	糸我東谷川
19	糸我町中番	4-204-1-043	山村谷川
20	糸我町西	4-204-1-044	糸我西谷川
21	糸我町西	4-204-1-045	仁平寺東谷川
22	糸我町西	4-204-1-046	剣谷川
23	星尾	4-204-1-048-1	大谷川
24	星尾	4-204-1-048-2	大谷川
25	千田	4-204-1-049	野井谷川
26	千田	4-204-1-050	本池谷川

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

27	千田	4-204-1-051	野井下谷川
28	千田	4-204-1-052	須佐東谷川
29	千田	4-204-1-053	神光谷川
30	千田	4-204-1-054	上高山谷川
31	山地	4-204-1-056	野北谷川
32	山地	4-204-1-057	西山地谷川
33	山地	4-204-1-058	立神谷川
34	古江見	4-204-1-060	寺谷東川
35	古江見	4-204-1-061	寺谷川
36	古江見	4-204-1-062	古江見谷川
37	宮崎町	4-204-1-063	無縁寺谷川
38	宮崎町	4-204-1-064-1	法正寺東谷川
39	宮崎町	4-204-1-064-2	法正寺東谷川
40	宮崎町	4-204-1-065	法正寺谷川
41	宮崎町	4-204-1-066-1	浄妙寺谷川
42	宮崎町	4-204-1-066-2	浄妙寺谷川
43	宮崎町	4-204-1-067-1	桜ヶ丘谷川
44	宮崎町	4-204-1-067-2	桜ヶ丘谷川
45	宮崎町	4-204-1-068	中御堂谷川
46	宮崎町宮前	4-204-1-069	宮の脇谷川
47	宮崎町宮前	4-204-1-070	下の宮谷川
48	宮崎町宮前	4-204-1-071	宮前上谷川
49	宮崎町宮前	4-204-1-072	宮前中谷川
50	宮崎町宮前	4-204-1-073	宮前下谷川
51	宮崎町	4-204-1-074	田鶴谷川
52	宮崎町	4-204-1-075	男浦東谷川
53	宮崎町	4-204-1-076	男浦中谷川
54	宮崎町	4-204-1-077	男浦西谷川
55	宮崎町	4-204-1-078	女の浦谷川
56	宮崎町	4-204-1-079	逢井谷川
57	宮崎町	4-204-1-080	逢井東谷川
58	千田	4-204-1-081	千田谷川
59	初島町里	4-204-2-001	奥北谷川
60	初島町里	4-204-2-002	奥上谷川
61	初島町里	4-204-2-003	弓場南谷川
62	山田原	4-204-2-004	下中島西谷川
63	山田原	4-204-2-005	下中島東谷川
64	糸我町中番	4-204-2-009-1	新池谷川
65	糸我町中番	4-204-2-009-2	新池谷川
66	星尾	4-204-2-010	出崎谷川
67	千田	4-204-2-011	鎌池谷川
68	古江見	4-204-2-012	古江見東谷川
69	初島町里	4-204-3-002	上星越池谷川
70	初島町里	4-204-3-003	星越池南谷川
71	星尾	4-204-3-005	あゆ南谷川
72	千田	4-204-3-007	北山西谷川
73	下津町鰯川	1-301-3-018-1	小島川
74	下津町鰯川	1-301-3-018-2	小島川

地すべり

番号	大字	箇所番号	箇所名
1	初島町浜	109	北
2	箕島	110	箕島
3	宮原町畑	128	畑
4	初島町浜	205	初島
5	初島町里	206	竹田
6	宮原町畑	207	前田
7	千田	208	千田西
8	千田	209	野井
9	糸我町西	505	西谷
10	宮崎町	562	中御堂
11	宮崎町	563	辰ヶ浜

出典：和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課資料（令和 2 年 11 月 10 日現在）

資料 12 海岸重要水防箇所一覧表

（国土交通省港湾局所管）

名 称	重要水防箇所所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考
5 和歌山下津港 (有田港地区)	有田市港町～箕島	900	港湾漁港整備課	平成 23 年度より 海岸事業実施中

出典：和歌山県水防計画書

第1編

資料 13 指定文化財一覧表

(令和2年4月1日現在)

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

名	称	所 在 地	指 定
建造物			
浄妙寺	本堂（薬師堂）	宮崎町小豆島	国
浄妙寺	多宝塔	宮崎町小豆島	国
定福寺	六地藏石幢	宮原町須谷	市
雲雀山	宝篋印塔（得生寺）	糸我町雲雀山	市
善国寺	宝篋印塔	宮原町道	市
善国寺	板碑	宮原町道	市
	法燈国師無縫塔（円満寺）	宮原町東	市
	爪書地藏	宮原町畑	市
	宮崎雲秀逆修碑（常楽寺）	箕島	市
	八角転輪藏（浄應寺）	箕島	市
	稱名寺 本堂	辻堂	市
	稱名寺 宝篋印塔	辻堂	市
	仏道院 板碑（阿弥陀寺）	星尾	市
	須佐神社 本殿	千田	市
	宮崎定直の墓碑	宮原町新町	市
絵画			
	八相成道図及び真言八祖像図（浄妙寺）	宮崎町小豆島	県
	絹本着色法燈国師像（円満寺）	宮原町東	県
	当麻曼荼羅図（得生寺）	糸我町中番	市
	蓮刺繍三尊（得生寺）	糸我町中番	市
	涅槃図（円満寺）	宮原町東	市
	徳本上人直筆 名体不離尊像（西法寺）	宮原町新町	市
	徳本上人直筆 不動明王像（西法寺）	宮原町新町	市
	三十六歌仙図扁額（宮原神社）	宮原町道	市
	絹本着色仏涅槃図（神光寺）	星尾	市
彫刻			
	木造大日如来坐像（正善寺）	初島町里	国
	木造薬師如来及び両脇侍像（浄妙寺）	宮崎町小豆島	国
	木造十二神将立像（浄妙寺）	宮崎町小豆島	国
	木造十一面観音立像（広利寺）	宮原町畑	国
	木造十一面観音立像（円満寺）	宮原町東	国
	木造法燈国師坐像（円満寺）	宮原町東	県
	木造大日如来坐像（妙法寺）	新堂	県
	木造天部立像（妙法寺）	新堂	県
	木造地藏菩薩坐像（安生寺）	糸我町中番	市
	木造阿弥陀如来坐像（得生寺）	糸我町中番	市
	木造中將姫坐像 付 木造得生・妙生坐像（得生寺）	糸我町中番	市
	木造兜跋毘沙門天立像（仁平寺）	糸我町西	市
	木造薬師如来坐像（仁平寺）	糸我町西	市
	木造聖観音立像（仁平寺）	糸我町西	市
	木造阿弥陀如来坐像（仁平寺）	糸我町西	市
	薬師如来光背飛天（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市
	帝釈天胴部（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市
	仏頭片（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市
	木造五智如来坐像（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市
	木造聖観音立像（円満寺）	宮原町東	市

名 称	所 在 地	指 定	
木造地藏菩薩立像（安要寺）	宮原町畑	市	第 1 編
木造十一面觀音立像（觀音寺）	新堂	市	
木造天部立像（觀音寺）	新堂	市	
木造阿彌陀如来坐像（本光寺）	新堂	市	
木造十一面觀音立像（安養寺）	古江見	市	
木造地藏菩薩坐像（安養寺）	古江見	市	第 2 編
木造大日如来坐像（安養寺）	古江見	市	
木造天部立像（正善寺）	初島町里	市	
木造聖觀音立像（正善寺）	初島町里	市	
木造不動明王立像（正善寺）	初島町里	市	
来迎二十五菩薩立像（稱名寺）	辻堂	市	
木造阿彌陀如来坐像（阿彌陀寺）	星尾	市	
木造聖觀音立像（神光寺）	星尾	市	
木造不動明王立像（神光寺）	星尾	市	
木造聖觀音立像（常樂寺）	箕島	市	
阿彌陀三尊像（本光寺）	新堂	市	第 3 編
工芸品			
蓮華唐草文螺鈿須弥壇（浄妙寺）	宮崎町小豆島	国	
太刀 銘因州住景長（須佐神社）	千田	国	
太刀 銘於南紀重国	初島町浜	県	第 4 編
刀 銘生国和州手搔駿府ニ住ス其後於南紀城北重国造之	初島町浜	県	
螺鈿前卓脚部（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市	
燭台の台（浄妙寺）	宮崎町小豆島	市	
太刀 銘 景眞 附糸巻太刀拵（須佐神社）	千田	市	
銅造十一面觀音懸仏（円満寺）	宮原町東	市	
蓮刺繍三尊（得生寺）	糸我町中番	市	
書跡・典籍			
西福寺文書	初島町浜	市	第 5 編
安養寺文書	古江見	市	
徳本上人直筆置文（西法寺）	宮原町新町	市	
徳本上人直筆名号（西法寺）	宮原町新町	市	
爪書地藏（堂宇修理免税）文書	宮原町東	市	
神光寺文書（神光寺）	星尾	市	
須谷村慶長檢地帳	宮原町須谷	市	
仁平寺觀音奉加帳	糸我町西	市	
足利義昭御内書（極楽寺）	港町	市	
			第 6 編
考古資料			
内行花文鏡（伝宮原出土）（円満寺）	宮原町東	県	
野井銅鐸（野井出土）	千田	県	
画文帯環状乳神獸鏡（山田原古墳出土）	山田原	市	
裝飾付須恵器壺（一本松古墳出土）	箕島	市	
有蓋高杯（一本松古墳出土）	箕島	市	
有蓋脚付須恵器埴（一本松古墳出土）	箕島	市	
練玉（一本松古墳出土）	箕島	市	
彷彿複合鋸齒文鏡（野丁古墳出土）	箕島	市	
銅釧（腕環）（野丁古墳出土）	箕島	市	
玉類（勾玉）（管玉）（野丁古墳出土）	箕島	市	

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

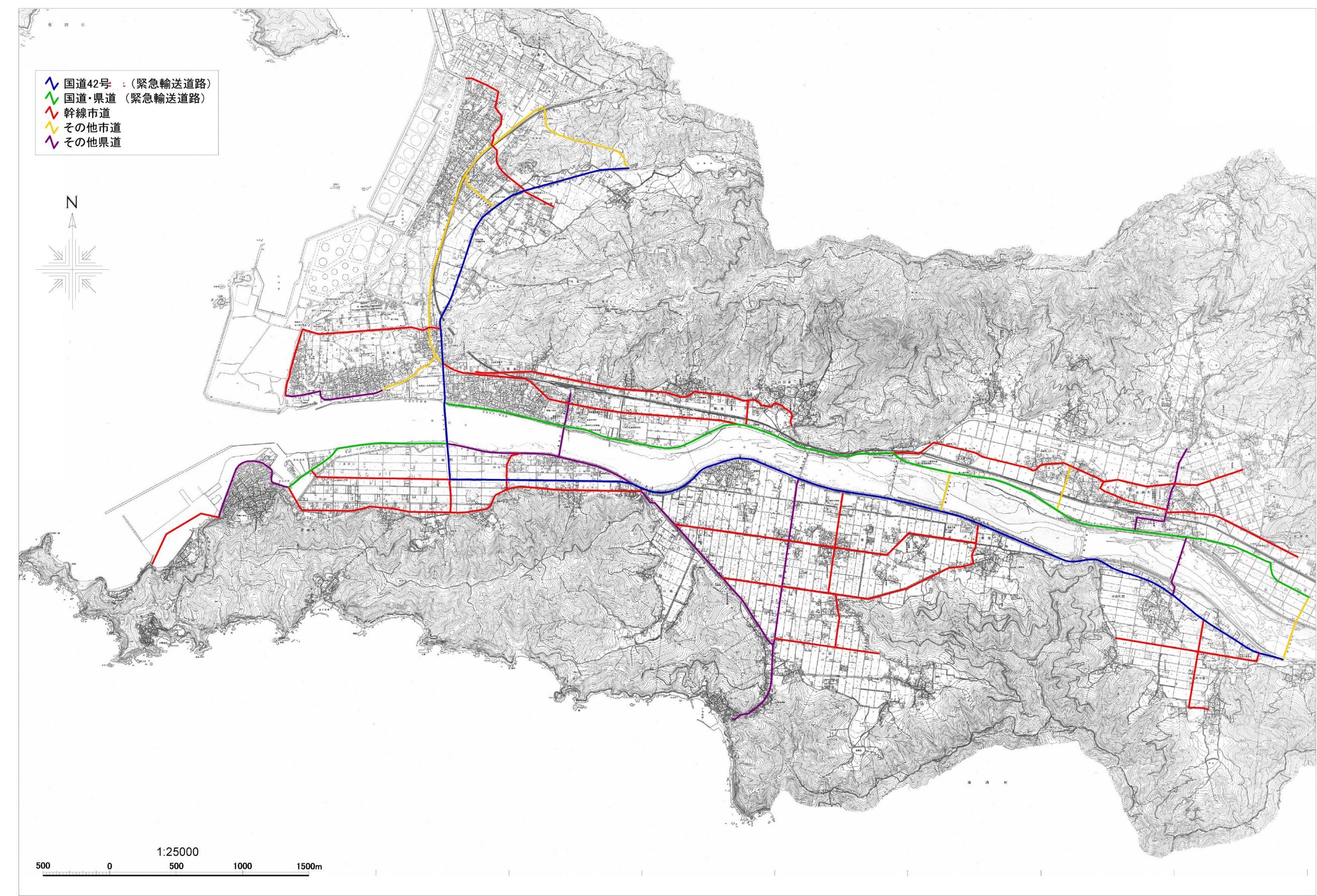
第6編

資料編

名	称	所 在 地	指 定
歴史資料			
徳本上人着用袈裟袴（西法寺）		宮原町新町	市
宮崎氏所用 旗脂物（常楽寺）		箕島	市
史跡			
明恵紀州遺跡率都姿（星尾遺跡）		星尾	国
椒の古墳		初島町浜	県
糸我村の一里塚		糸我町中番	県
「紀州みかん」最初の地 附紀州柑橘勅祖之碑		糸我町中番	県
熊野参詣道 紀伊路（糸我峠）		糸我町中番	国
一本松古墳		箕島	市
岩室城址		宮原町東岩室山上	市
徳本上人行場跡		宮原町東	市
宮原古墳		宮原町畑	市
蕪坂塔下王子社跡		宮原町畑	市
山口王子社跡		宮原町道	市
伏原の墓		宮原町道	市
天然記念物			
糸我稲荷楠の木（糸我稲荷神社）		糸我町中番	市
安生寺のナギの木		糸我町中番	市
無形民俗文化財			
糸我得生寺の来迎会式（得生寺）		糸我町中番	県
有田川の鵜飼		有田市 有田川町	県
お日待ち		宮崎町矢櫃	市
千田祭（須佐神社）		千田	市

出典：有田市資料

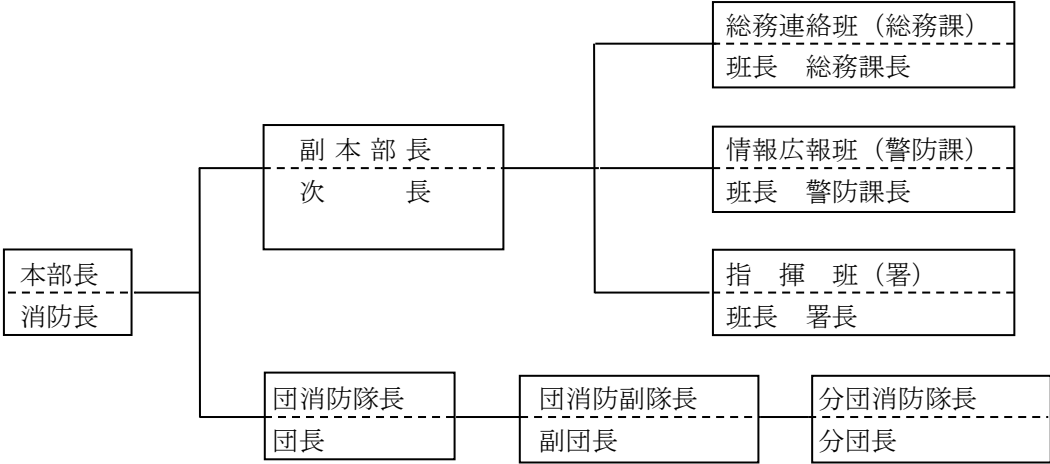
資料 14 有田市避難路図



出典：有田市資料

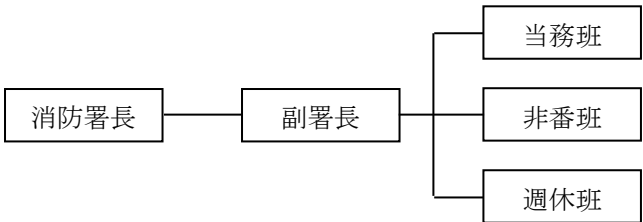
資料 16 有田市の消防組織（非常災害時）

有田市消防本部

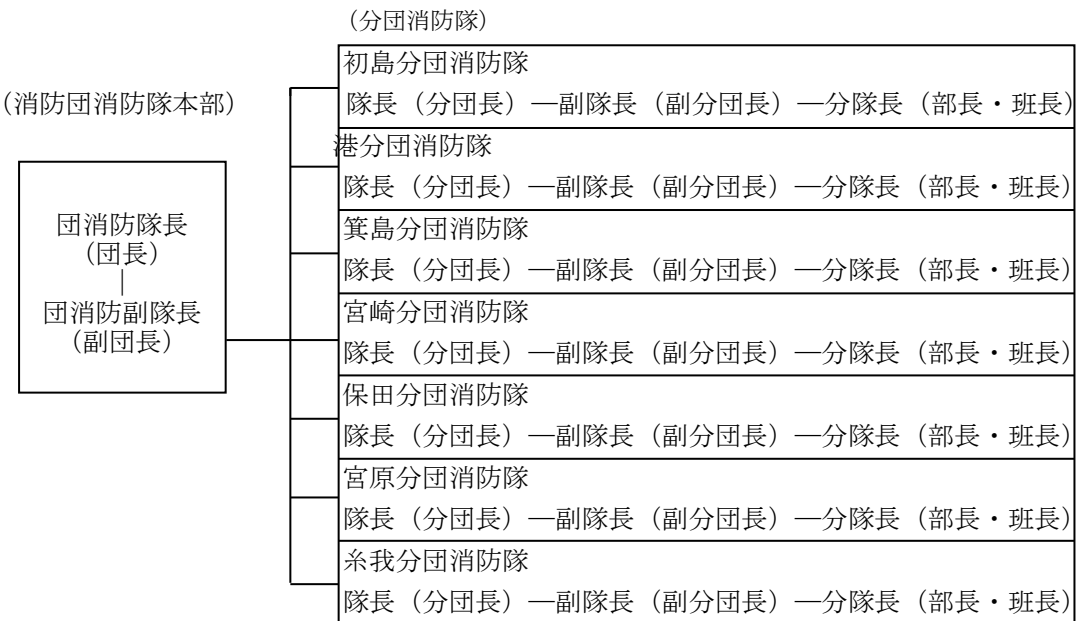


有田市消防署

当務班



有田市消防団



出典：有田市消防計画

資料 17 消防署保有車両一覧表

(令和元年 10 月 1 日現在)

配置場所	車 両 名	数量	規 格 等	備 考
消防本部 ・ 消防署	高規格救急車	2	高規格	
	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型 A 2 級	ホースカー付
	普通化学消防車	1	I 型 A 2 級	泡原液 300L、水 1,000L
	救助工作車	1	II 型	6kW 照明・5t ウインチ付
	大型高所放水車	1	2 5 m 級	梯子車
	大型化学消防車	1	放水量 3,100L/分 泡原液槽 3,000L	
	泡原液搬送車	1	泡原液槽 4,000L	
	軽四積載車	1	B 3 級	小型動力ポンプ付
	防災学習車	1		日消より消防団へ寄贈
	資材搬送車	1	3 t 級	2.9 t クレーン付
	指令車	1		
	防火号	1		
	広報車	2		
	軽四トラック	1		
	予備救急車	1	高規格	
	予備消防ポンプ自動車	1	C D - I 型 A 2 級	ホースカー付
初島分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
港分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
箕島分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
宮崎分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
保田分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
糸我分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	
宮原分団	消防ポンプ自動車	1	C D - I 型	
	小型動力ポンプ付多機能型積載車	1	B 3 級	
	小型動力ポンプ付軽四積載車	1	B 3 級	

出典：有田市消防計画

資料 18 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表

令和元年 10 月 1 日現在

種 別 \ 所 属	初 島 分 団	港 分 団	箕 島 分 団	宮 崎 分 団	保 田 分 団	宮 原 分 団	糸 我 分 団	計
ポンプ自動車	1	1	1	1	1	1	1	7
小型動力ポンプ付 多機能型積載車	1	1	1	1	1	1	1	7
小型動力ポンプ付 軽四積載車	1	1	1	1	1	1	1	7

出典：有田市消防計画

資料 19 消防水利一覧表

令和元年 10 月 1 日現在

種 別	消火栓		防火水槽			その他水利	
	公 設		適合水利		その他	プール	その他
	適合水利	その他	耐震設計	その他			
数 量	603	502	16	38	21	13	0
総数量	1,105		75			13	

出典：有田市消防計画

資料 20 消防相互応援協定等の締結状況

(消防関係)

(令和元年 11 月 22 日現在)

協定名	締結年月日	協定機関	内 容
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8.2.22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
和歌山県下消防広域相互応援協定	H8.3.1	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	H10.9.1 H18.3.31 (再締結)	県内全消防本部、太地町、北山村	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続
和歌山北部臨海都市広域消防協定	H17.4.1	和歌山市、海南市、有田市、御坊市	火災、その他災害、救急、その他必要資器材の援助等
和歌山海上保安部と有田市との消防業務協定	H30.3.16	和歌山海上保安部、有田市	海上火災
有田市・湯浅広川消防組合・有田川町消防相互応援協定	H18.4.1	有田市、湯浅広川消防組合、有田川町	消火、救急及び救助業務
有田市・海南市消防相互応援協定	H19.5.17	有田市、海南市	火災、その他災害、必要資器材の貸与
エボラ出血熱患者の移送に関する協定	H28.3.28	和歌山県、有田市	救急移送

出典：有田市資料

(その他協定)

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

協定名	締結年月日	協定機関
災害時における相互援助協定	H7.9.20	京都府向日市
災害時における相互援助協定	H7.11.1	奈良県桜井市
災害時における有田市と有田市内郵便局との相互協力に関する協定	H27.6.24	有田市内郵便局
大規模災害時における災害応急対策業務に関する協定書	H18.12.21	有田市建設業会
災害時における消防用水等の搬送に関する協定書	H19.1.17	中紀生コンクリート協同組合
災害時の医療救護についての協定書	H20.4.1	(社) 有田市医師会
大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬に関する協定書	H19.10.26	有田一般廃棄物収集運搬協同組合
緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	H20.3.27	西日本電信電話株式会社 和歌山支店
大規模災害時における被災者救援対策及び車両等障害物除去業務に関する協定書	H20.10.29	和歌山県自動車整備振興会有田支部
災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	H21.2.19	関西電力株式会社 和歌山支社(現：関西電力送配電株式会社 和歌山本部)
全国青年市長会災害応援への加盟	H21.5.11 加盟	全国青年市長会
災害時における有田市とありだ農業協同組合との地域協働に関する覚書	H21.11.13	ありだ農業協同組合
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	H23.7.12	石油基地自治体協議会

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

大規模災害時における有田市鉄材加工大型共同作業場の使用に関する協定書	H24.3.9	有田湯浅警察署、有田市鉄材加工企業組合
災害時の応急活動協力に関する協定書	H24.3.16	有田市管工事組合
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H24.4.16	社会福祉法人 守皓会
災害時における避難所等施設利用に関する協定書	H24.9.1	和歌山県立箕島高等学校
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H25.3.12	西日本電信電話株式会社 和歌山支店
有田市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H25.2.13	社会福祉法人 有田市社会福祉協議会
災害時等の応援に関する申合せ	H25.3.25	近畿地方整備局
災害時における物資供給に関する協定書	H26.7.1	(株)コカラファインヘルスケア
災害時における輸送・荷下ろし・仕分け・管理・積み込み作業	H26.10.6	公益社団法人 和歌山県トラック協会
和歌山DMA Tの派遣に関する協定書	H25.3.11	和歌山県
災害時における住家の被害認定に関する協定	H27.1.30	一般社団法人 和歌山県建築士会
災害時におけるLPガス供給に関する協定	H27.2.23	有田プロパン協同組合
災害時における災害応急対策業務に関する協定	H27.10.26	木下建設株式会社
避難施設としての使用及び避難拠点地の有効利用に関する協定書	H28.1.25	一般財団法人再生ありだ
災害時における住家の被害認定に関する協定書	H28.1.22	和歌山県不動産鑑定士協会
災害発生時における飲料等の供給に関する協定書	H28.2.17	大塚製薬株式会社 大阪支店
災害時における物資供給に関する協定書	H29.1.23	NPO 法人コメリ災害対策センター
災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	H29.8.1	一般社団法人 日本福祉用具供給協会
災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	H29.8.10	きのくに葬祭事業協同組合
災害時における基幹系電算システムの相互支援体制に関する協定	H29.9.7	御坊市・美浜町・由良町・印南町・上富田町
指定緊急避難場所の利用に関する覚書	H30.1.22	和歌山県（建築住宅課）
災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	R1.11.1	トーヨーカネツ株式会社・野自治会
災害に係る情報発信等に関する協定	R1.12.16	ヤフー株式会社
災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	R1.12.17	和歌山県弁護士会
災害時における物資供給に関する協定	R3.3.31	株式会社ナフコ
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	R3.5.10	株式会社ゼンリン関西支社
災害時における物資輸送等に関する協定書	R3.6.16	ヤマト運輸株式会社和歌山主管支店
災害時における避難場所の施設利用に関する協定書	R3.11.30	木下建設株式会社
災害時における物資供給に関する協定書	R4.1.26	株式会社三共洋紙店
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	R4.3.31	社旗福祉法人桜樹
避難施設としての使用及び避難拠点地の有効利用に関する協定書	R4.4.1	特定非営利活動法人 TestiMone
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	R4.4.20	佐川急便株式会社京都支店

有田市及び公益社団法人地域医療振興協会有田市立病院との有田市災害対策本部規則に定める災害応急対策についての協定書	R5.3.31	公益社団法人地域医療振興協会
災害時における建設機械及び資機材等の供給に関する協定書	R5.11.1	株式会社東海大阪レンタル
大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬に関する協定書	R6.2.22 更新	有田一般廃棄物収集運搬協同組合
災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	R6.11.14	オカジ紙業株式会社
災害時における避難所等施設利用に関する協定書の一部を変更する協定書（備蓄保管場所・物資集積場所・遺体安置所・ボランティアセンター）	R6.12.10 更新	和歌山県立箕島高等学校

出典：有田市資料

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

第
5
編

第
6
編

資
料
編

資料 21 防災関係機関連絡先一覧表

機関名	所在地	電話番号 防災電話
和歌山地方気象台	和歌山市男野芝丁 4	(073) 422-5348
和歌山海上保安部	和歌山市築港 6-22-2	(073) 402-5851
海南海上保安署	海南市下津町下津 3066-16	(073) 492-0134
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁 16	(073) 424-2471
近畿地方整備局 海南国道維持出張所	海南市幡川 90	(073) 482-2712
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	和歌山市湊薬種畑の坪 1334	(073) 422-8186
近畿財務局 和歌山財務事務所	和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 6 階	(073) 422-6141
近畿農政局 和歌山県拠点	和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 5 階	(073) 436-3831
御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部 1132	(0738) 22-3571
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊	大阪府和泉市伯太町官有地	(0725) 41-0090 392-400
日本郵便（株）箕島郵便局	有田市箕島 263-2	(0737) 82-2050
和歌山県庁	和歌山市小松原通 1 丁目 1	(073) 432-4111
和歌山県 防災企画課	和歌山市湊通丁北 1 丁目 2-1	(073) 441-2262 (073)441-3300 (時間外)300-404
和歌山県 水防本部（河川課）	和歌山市湊通丁北 1 丁目 2-1	(073) 441-3137 300-410
有田振興局	湯浅町湯浅 2355- 1	(0737) 63-4111
有田振興局 総務県民課	湯浅町湯浅 2355- 1	(0737) 64-1255 340-400
有田振興局 建設部	湯浅町湯浅 2355- 1	(0737) 64-1267 340-403
有田振興局 健康福祉部	湯浅町湯浅 2355- 1	(0737) 64-1291 340-401
和歌山下津港湾事務所	和歌山市築港 6-22	(073) 431-7266 313-401
二川ダム管理事務所	有田川町二川 518-2	(0737) 23-0251 342-400

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

機関名	所在地	電話番号 防災電話
有田湯浅警察署	湯浅町栖原 184-2	(0737) 64-0110
湯浅町役場	湯浅町青木 668-1	(0737) 63-2525 241-400
広川町役場	広川町広 1500	(0737) 63-1122 242-400
有田川町役場	有田川町下津野 2018- 4	(0737) 52-2111 243-400
有田川町消防本部	有田川町庄 1042	(0737) 52-5950 248-400
湯浅広川消防組合消防本部	湯浅町青木 670	(0737) 64-0119 249-400
海南市消防本部	海南市日方 1294-13	(073) 483-8710 217-400
和歌山市消防局	和歌山市八番丁 12	(073) 422-0119 210-500
御坊市消防本部	御坊市湯川町財部 221- 1	(0738) 22-0800 257-400
西日本電信電話(株) 和歌山支店 災害対策室	和歌山市宇須 1-5-41	(073) 421-9180
関西電力送配電(株) 和歌山本部	和歌山市岡山丁 40	0800-777-3081
西日本旅客鉄道(株) 箕島駅	有田市箕島 893-2	
ヤマト運輸 (株) 紀州有田中央センター	有田市宮崎町 50	(0737) 82-1011
有田川土地改良区	有田市糸我町中番 206	(0737) 88-7551
有田市医師会	有田市箕島 33-1	(0737) 83-2372
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上 2 丁目 3-47	(073) 424-8111
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町 3-3	(073) 428-1431
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷 151	(073) 455-5715
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上 2 丁目 1 -22	(073) 422-7141
ENEOS(株) 和歌山製油所	有田市初島町浜 1000	(0737) 83-1131

資料 22 同報系無線一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日運用開始)

No.	種類	呼出名称	設置場所
1	親局 (送受信所)	有田市役所	有田市箕島50番地
2	第 1 通信所	初島公民館構内	有田市初島町浜1367番地 3
3	第 2 通信所	港町公民館構内	有田市港町511番地
4	第 3 通信所	箕島公民館構内	有田市箕島627番地 3
5	第 4 通信所	宮崎公民館構内	有田市宮崎町486番地 2
6	第 5 通信所	中央地区公民館構内	有田市古江見201番地 1
7	第 6 通信所	保田公民館構内	有田市辻堂533番地 1
8	第 7 通信所	宮原公民館構内	有田市宮原町新町189番地 1
9	第 8 通信所	糸我公民館構内	有田市糸我町中番409番地 3
10	第 9 通信所	有田市消防本部構内	有田市箕島47番地
11	子局 0	有田市役所	有田市箕島50番地
12	子局 1	奥集会所	有田市初島町里366番地 1
13	子局 2	北原会館	有田市初島町里1207番地11
14	子局 3	本町集会場	有田市初島町浜1310番地11
15	子局 4	里中央コミュニティセンター	有田市初島町里1259番地 1
16	子局 5	有田共選中継集荷場	有田市初島町里1761番地 1
17	子局 6	弓場集会所	有田市初島町里2353番地
18	子局 7	中野集会所	有田市初島町浜1214番地 5
19	子局 8	琴の川児童公園	有田市初島町浜1789番地 1
20	子局 9	初島公民館	有田市初島町浜1367番地 3
21	子局10	南	有田市初島町浜1769番地20
22	子局11	砂浜集会所	有田市初島町浜1541番地41
23	子局12	楚都浜公園	有田市初島町浜1665番地
24	子局13 (再送信子局)	河北避難所	有田市初島町里2409番地1
25	子局14	港会館	有田市港町63番地29
26	子局15	港楚都浜集会所	有田市港町280番地236
27	子局16	教念寺	有田市港町669番地 1
28	子局17	港ポンプ場北	有田市港町839番地13
29	子局18	箕島小学校	有田市箕島155番地
30	子局19	箕島公民館	有田市箕島627番地 3
31	子局20	港町公民館	有田市港町511番地
32	子局21	北広瀬	有田市箕島118番地14
33	子局22	北新町	有田市箕島1251番地 2
34	子局23	小豆島	有田市宮崎町271番地 3

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

35	子局24	上森新田	有田市宮崎町382番地 1
36	子局25	箕川	有田市宮崎町地先
37	子局26	宮崎公民館	有田市宮崎町486番地 2
38	子局27	箕島漁港	有田市宮崎町2405番地
39	子局28	逢井漁業協同組合	有田市宮崎町1380番地 2
40	子局29	男浦コミュニティセンター	有田市宮崎町1987番地 1
41	子局30	矢櫃公民館	有田市宮崎町1668番地 2
42	子局31	女の浦	有田市宮崎町1926番地 1
43	子局32	古江見老人憩いの家	有田市古江見187番地 2
44	子局33	山地コミュニティセンター	有田市山地145番地 3
45	子局34	野みかんセンター	有田市野120番地
46	子局35	植松	有田市野616番地
47	子局36	川田	有田市野464番地 1
48	子局37	新堂農事センター	有田市新堂706番地 5
49	子局38	河南中継ポンプ所	有田市辻堂782番地
50	子局39	中筋	有田市辻堂地先
51	子局40	星尾会館	有田市星尾227番地 2
52	子局41	柑翁会館	有田市山田原82番地
53	子局42	下中島公民館	有田市下中島462番地
54	子局43	下中島第 2 公民館	有田市下中島182番地 2
55	子局44	佐山	有田市千田378番地 1
56	子局45	野井	有田市千田地先
57	子局46	千田西	有田市千田1168番地 1
58	子局47	青木	有田市千田194番地 2
59	子局48	高田	有田市千田地先
60	子局49	新町会館	有田市宮原町新町141番地
61	子局50	須谷会館	有田市宮原町須谷296番地 1
62	子局51 (再送信子局)	宮原東	有田市宮原町東231番地
63	子局52	道会館	有田市宮原町道地先
64	子局53	道(大芝)	有田市宮原町道479番地 2
65	子局54	滝川原公民館	有田市宮原町滝川原143番地
66	子局55	西里	有田市糸我町西地先
67	子局56	沖	有田市糸我町中番435番地 3
68	子局57	新田	有田市糸我町中番地先
69	子局58	地藏堂	有田市糸我町中番104

資料 23 災害時優先電話一覧表

○通常

代表者番号 0737-83-1111 で発着信

【発信時】 0 000-0000-0000 (0 を押して相手先電話番号)

【着信時】 交換に繋がる

約 14 回線同時に使用可能

直通電話 各 xxx-xx-xxxx で発着信 ※記者クラブ（秘書広報課）を除く

【直通】各 1 回線

災害時優先電話（代表） 0737-83-1119 又は 0737-83-1120 で発着信

【発信時】 #000-0000-0000 (# を押して相手先電話番号)

【着信時】 交換に繋がる

0737-83-1120 で 2 回線、0737-83-1119 で 2 回線

計 4 回線同時に使用可能 ※外線対応の電話なら発信可能

災害時優先電話 記者クラブ（秘書広報課） 0737-83-3901 で発着信

【直通】1 回線

※同様に、消防本部に 5 回線、糸我水源地 0737-88-6365、長寿荘 0737-82-2946

清掃センター0737-82-5747、初島公民館 0737-82-4159

○災害時

被災地への安否確認等で電話が殺到し、代表番号 0737-83-1111 や記者クラブ以外の直通電話が繋がりにくくなる可能性がある。

その際、災害時優先電話は回線を確保され通信設備に被害がない限り、優先的に電話の発信ができる。

出典：有田市資料

資料 24 防災相互波実装一覧

(車載無線及び携帯無線機等)

有田市消防本部保有

アナログ無線(150MHz 帯)

車載無線 なし

携帯無線

車両積載無線 なし

無線呼称
ありた 51
ありた 52
ありた 53

出典：有田市資料（令和3年1月1日現在）

資料 25 市内医療機関（病院）一覧表

病院名	病床数					所在地	診療科目	電 話
	療養 一般	結 核	感 染	精 神	合計			
有田市立病院	153		4		157	有田市宮崎町 6	内・循・小・外・整・皮・ 泌・産婦・眼・耳・放・脳 外・麻・救急・総診	0737-82- 2151
桜ヶ丘病院	99				99	有田市箕島 904	内・腎内・呼内・糖内・皮・ 泌尿・婦・眼・リハ・放・ 透内・・循内・消内・脂内・ 脳内	0737-83- 0078
計	252	0	4	0	256			

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 25-1 救護所一覧表

名 称	所在地	電話番号
初島小学校	初島町里 1242	0737-82-2467
保田小学校	辻堂 474	0737-82-2421

資料 26 市内医療施設一覧表

名 称	所在地	電話 (0737)	診療科目	病床数
あまの内科クリニック	宮崎町 120-1	85-0101	内・消・放	0
生馬医院	宮原町新町 40	88-7058	内・小・胃	0
石井内科	宮崎町 19-3	85-3331	内・胃・放	0
江川内科	辻堂 493	83-2853	内	0
おおち眼科	宮崎町 27-1	82-1506	眼・形	0
垣本内科医院	宮原町滝川原 512-3	88-6660	内・小・胃・循・糖内	0
川嶋内科	箕島 882-1	82-0616	内・胃・放	0
共立ハートクリニック	宮崎町 87-1	85-3250	循・内	0
九鬼クリニック 耳鼻咽喉科	新堂 56	85-1187	耳鼻咽喉	0
楠本クリニック	初島町浜 1438	82-0050	内・胃・循・呼・小・放・リハ	0
楠本内科医院	箕島 930-5	82-4428	内・小	0
クメダ・クリニック	箕島 856	85-2020	泌・皮・内	0
栗原整形外科	初島町里 1702	82-5645	整・リハ・内・リウ	0
高垣医院	糸我町西 88-4	88-2244	内・外・呼・消・麻	0
土屋クリニック	宮原町須谷 536-1	88-2221	内・糖内・消内・内視内・放・ 透析	
中村内科医院	箕島 653-5	83-2255	内・放・小	0
なかもと整形外科	古江見 180-1	85-0060	整・リハ	0
萬谷医院	宮崎町 237	83-2411	内・消・呼・循・神内・皮・小	0
宮井クリニック	宮原町須谷 533-1	22-3333	泌・外	0
山下眼科クリニック	新堂 46-3	83-2957	眼	0
山下内科・胃腸科	初島町里 2163	82-1551	内・胃・糖内	0
山根内科	港町 231-23	82-5128	内・消・呼・循・放	0
利光こども医院	野 433-7	83-6336	小・小アレ	0
皮フ科・アレルギー科 吉益クリニック	糸我町西 559-1	22-3223	皮・アレ	0

出典：有田市資料

資料 27 和歌山県救急告示医療機関（市内及び湯浅地区）一覧表

地区	医 療 機 関	病 床 数					住 所	診 療 科 目	電 話
		療養 一般	結 核	感 染	精 神	合計			
有 田	有田市立病院	153		4		157	有田市宮崎町 6	内・循・小・外・整・・皮・泌・ 産婦・眼・耳・放・脳外・麻・ 救急・総診	0737-82- 2151
	桜ヶ丘病院	99				99	有田市箕島 904	内・腎内・呼内・糖内・皮・泌・ 婦・眼・リハ・放・透内・神内・ 循内・消内・脂内・脳内	0737-83- 0078
湯 浅	済生会有田病院	184				184	有田郡湯浅町吉川 52-6 26	内・消・循・外・整・眼・耳・リハ・ 放・心外・皮・泌・脳外・形外・ 乳外	0737-63- 5561
有 田 川	有田南病院	71				71	有田郡有田川町小 島 15	内・皮・泌・眼・リハ・放・腎 内・消内・リウ・透	0737-52- 3730
	西岡病院	120				120	有田郡有田川町小 島 278-1	内・外・消外・肛外・整・皮・ リハ・アレ・リウ・ペ外・放・ 麻・脳外・形外	0737-52- 6188

資料 28 災害拠点病院（医療圏：有田、御坊）一覧表

医療機関	所在地	診療科目	電 話
有田市立病院	有田市宮崎町 6	内・循・小・外・整・皮・泌・産婦・ 眼・耳・放・脳外・麻・救急・総診	TEL : 0737-82-2151 衛星携帯 : 870- 776741866 090-8887-9030 FAX : 0737-82-5154
ひだか病院	御坊市菌 116-2	内・循内・精・小・外・整・脳外・皮・産 婦・眼・耳・放・泌・歯外・麻・形外・ リハ・救急	TEL : 0738-22-1111 衛星携帯 : 870- 772581475 080-2522-3590 FAX : 0738-22-7140

資料 29 災害支援病院（医療圏：有田、御坊）一覧表

医療機関	所在地	診療科目	電 話
済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川 52-6	内・消・循・外・整・眼・耳・リハ・放・ 心外・皮・泌・脳外・形外・乳外	TEL : 0737-63-5561 衛星携帯 : 870- 776712790 090-7764-9984 FAX : 0737-62-3420
(独)国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	内・呼内・循内・外・呼外・心外・小・ 放・歯・リハ・脳内・皮	TEL : 0738-22-3256 衛星携帯 : 090-7489- 7855 FAX : 0738-23-3104
北出病院	御坊市湯川町財部 728-4	内・外・循内・糖・血・腎内・消内・消外・ 麻・形外・乳外・肛・整・脳外・リウ・小・ 小ア・リハ・腫外・泌・透内・代・歯・歯外	TEL : 0738-22-2188 衛星携帯 : 870- 776321519 FAX : 0738-22-2120

資料 27～29 出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 30 防災上の配慮を有するものが利用する施設一覧表

	施設名称	所在地 (有田市)	電話番号	洪水 浸水区域	土砂災害 警戒区域	津波災害 警戒区域	避難確保 計画提出
1	有田市立病院	宮崎町 6	82-2151	○		○	○
2	桜ヶ丘病院	箕島 904	83-0078	○		○	○
3	土屋クリニック	宮原町須谷 536-1	88-2221	○			○
4	特別養護老人ホーム田鶴苑	宮崎町 911	82-6644		○		○
5	特別養護老人ホーム愛宕苑	港町 9-1	82-0600	○	○		○
6	特別養護老人ホームありだ橘苑	野 639-2	83-6255	○			○
7	グループホームゆりのき苑	千田 403-1	85-3977	○			○
8	グループホームゆりのき苑やまち	山地 44	82-5300	○			○
9	グループホームひまわり	箕島 22-1	83-5833	○			○
10	グループホーム有田ささゆり	宮原町新町 225	88-8882	○			○
11	グループホームいとが	糸我町西 43-3	88-2025	○	○		○
12	グループホーム愛宕苑	港町 29-1	23-7177	○	○		○
13	養護老人ホーム 長寿荘	山地 57	82-2946	○	○		○
14	ケアハウス愛宕苑	港町 9-1	82-0600	○	○		○
15	ひまわりケアサービス	箕島 22-1	83-5833	○			○
16	住宅型有料老人ホームあすなろ	港町 231-11	83-0747	○			○
17	ひまわりコーラルハウス	辻堂字池ノ尻 936、937	83-5083	○			○
18	健輝苑有田川	下中島 202-1	88-8800	○			○
19	サンライズケア優心	糸我町西 496-1	88-7000	○			○
20	有田市社会福祉協議会	宮原町東 215	88-2750	○			○
21	サザンクロスありだ	野 699	83-0567	○			○
22	デイサービスセンター愛宕苑	港町 9-1	82-0630	○	○		○
23	デイサービスあすなろ	港町 231-62	83-0747	○		○	○
24	デイサービスセンター田鶴苑	宮崎町 911	82-6644		○		○
25	デイサービスセンターありだ橘苑	野 639-2	83-6256	○			○
26	ひまわりケアサービス保田	辻堂 936、937	83-5083	○			○
27	それいゆ	新堂 97-1	82-0005	○		○	○
28	ゆりのき苑デイサービス	山地 44	82-5300	○	○		○
29	デイサービスびっくり Orange	初島町里 1923-1	23-7606	○			○
30	リハレみのしま	箕島 100-7	20-1158	○		○	○
31	栗原整形外科	初島町里 1702	82-5645	○			○
32	ゆりのき苑小規模多機能	宮崎町 456-1	85-2622	○		○	○
33	さくらんぼ	山地 18	23-8251	○	○	○	○
34	AGALA	箕島 13-2	22-4974	○			○

35	アットホームあゆむ	辻堂 730-2	22-7088	○			○
36	港町児童館	港町 63-2	82-3590	○			○
37	有田市立そとはま保育所	港町 280-32	82-2865	○		○	○
38	有田市立宮崎町保育所	宮崎町 581	82-2869	○	○	○	○
39	有田市立古江見保育所	古江見 152	83-3298	○		○	○
40	有田市立保田保育所	辻堂 476	82-3969	○			○
41	有田市立宮原保育所	宮原町新町 190	88-7295	○			○
42	有田市立病院おれんじ保育所	宮崎町 6	82-2151	○		○	○
43	初島学童クラブ	初島町里 1242	82-2828	○			○
44	港学童クラブ	港町 261	82-2828	○			○
45	箕島学童クラブ	箕島 155	82-0189	○		○	○
46	田鶴学童クラブ	宮崎町 2131	82-0189		○		○
47	保田学童クラブ	辻堂 474	82-0189	○			○
48	糸我学童クラブ	糸我町中番 330	82-0189	○			○
49	宮原学童クラブ	宮原町滝川原 1	82-0189	○			○
50	ぶっとく幼稚園	箕島 341	82-2663	○		○	○
51	有田市立箕島小学校	箕島 155	82-2034	○		○	○
52	有田市立田鶴小学校	宮崎町 2131	82-3169		○		○
53	有田市立保田小学校	辻堂 474	82-2421	○			○
54	有田市立宮原小学校	宮原町新町 1	88-7117	○			○
55	有田市立糸我小学校	糸我町中番 330	88-7116	○			○
56	有田市立初島小学校	初島町里 1242	82-2467	○			○
57	有田市立港小学校	港町 261	83-4880	○			○
58	有田市立有和中学校	箕島 79	82-2075	○		○	○
59	和歌山医療スポーツ専門学校 (旧初島中学校)	初島町里 1350-1	82-2468	○	○		○
60	和歌山県立箕島高等学校	箕島 55	83-2155	○		○	○
61	和歌山県立箕島高等学校宮原校舎	宮原町新町 416	88-6238	○			○
62	サービス付き高齢者向け住宅ゆりのき苑	宮原町須谷 537-1	85-2622	○			○
63	就労継続支援 B 型事業所 win-win	糸我町西 560-1	20-5084	○			○
64	ゆりのき苑小規模多機能ありだ	宮原町須谷 538-2	23-8890	○			○
65	放課後等デイサービス小麦畑	箕島 123	23-8251	○	○	○	○
66	ルーツ	港町 90-3	82-0607	○			○

資料 31 有田地区医師会連絡先一覧表

医師会名	住 所	電話・FAX
有田医師会	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2430-77 湯浅納税協会 2 F	TEL : 0737-63-5610 FAX : 0737-63-6309
有田市医師会	〒649-0304 有田市箕島 33-1 紀州有田商工会議所 2 F	TEL : 0737-83-2372 FAX : 0737-85-2105

出典：和歌山県地域防災計画資

資料 32 指定避難所一覧表

■指定避難所

No	名称	所在地	電話番号 (0737)	標高 (m)	収容人数 (人)	耐震基準	備考
1	初島小学校	初島町里1242	82-2467	2.3	970	○	
2	和歌山医療スポーツ専門学校（旧初島中学校）	初島町里1350-1	82-2468	2.9	900	○	
3	港小学校	港町261	83-4880	3.5	1,100	○	
4	箕島小学校	箕島155	82-2034	1.9	1,140	○	
5	有和中学校	箕島79	83-2075	2.1	1,170	○	
6	田鶴小学校	宮崎町2131	82-3169	5.1	1,080	○	
7	保田小学校	辻堂474	82-2421	4.5	990	○	
8	宮原小学校	宮原町新町1	88-7117	9.3	710	○	
9	糸我小学校	糸我町中番330	88-7116	10.2	370	○	
10	文化福祉センター（福祉避難所）	箕島27	82-3221	7.0	160	○	
11	有田市福祉館なごみ（福祉避難所）	宮原町東215	88-2750	10.0	70	○	
12	有田市民体育館	初島町浜1756-5	83-0109	5.2	380	○	
13	県立箕島高等学校	箕島55	83-2155	2.3	460	○	
14	県立箕島高等学校宮原校舎	宮原町新町416	88-6238	10	480	○	
15	初島公民館	初島町浜1367-3	82-4159	3.0	120	×	
16	港町公民館	港町511	82-5957	2.0	100	×	
17	箕島公民館	箕島627-1	82-2276	1.8	200	×	
18	宮崎公民館	宮崎町486-2	83-3955	1.0	100	×	
19	保田公民館	辻堂533-1	82-3168	5.0	80	×	
20	宮原公民館	宮原町新町189-1	88-5524	8.6	100	×	
21	糸我公民館	糸我町中番408-2	88-5500	9.0	120	×	
22	砂浜会館	初島町浜1769-1	83-1596	6.8	90	○	
23	北原会館	初島町里1207-11	83-3022	3.1	30	×	
24	港会館	港町63-2	82-3590	4.1	100	○	
25	須谷会館	宮原町須谷296-1	88-6801	11.1	50	×	
26	そとはま保育所	港町280-32	82-2865	2.0	340	○	
27	古江見保育所	古江見152	83-3298	1.8	160	○	
28	保田保育所	辻堂476	82-3969	4.5	300	○	
29	宮原保育所	宮原町新町190	88-7295	8.0	190	○	
30	千田老人憩いの家	千田1255		9.1	40	○	
31	里中央コミュニティセンター	初島町里1796-2		2.6	60	○	
32	箕島区民集会所	箕島627-1	82-3210	1.8	30	○	
33	逢井集会所	宮崎町1384		6.0	-	○	
34	古江見老人憩いの家	古江見187		1.8	50	×	
35	山地コミュニティセンター	山地145-3		2.7	30	○	
36	小豆島老人憩いの家	宮崎町1195		3.3	10	○	
37	辰ヶ浜ふれあいセンター	宮崎町2342-437		4.9	40	○	
38	男浦コミュニティセンター	宮崎町2496-100		3.1	40	○	
39	道会館	宮原町道21	88-5545	10.7	30	○	
40	矢櫃公民館	宮崎町1668		41.2	20	×	

※N01～9の建物については、震度5以上の地震が発生し、津波の心配がない場合に自動開設する
その他の指定避難所については、災害の状況に応じて開設する。

資料 33 指定緊急避難場所一覧表

■指定緊急避難場所

【津波】						
No	名 称	避難場所 安全レベル	所在地	電話 (0737)	標高(m)	備 考
1	初島小学校	☆☆	初島町里1242	82-2467	2.3	津波避難ビル
2	和歌山医療スポーツ専門学校 (旧初島中学校)	☆☆	初島町里1350-1	82-2468	2.9	津波避難ビル
3	港小学校	☆☆	港町261	83-4880	3.5	津波避難ビル
4	箕島小学校	☆☆	箕島155	82-2034	1.9	津波避難ビル
5	有和中学校	☆☆	箕島79	83-2075	2.1	津波避難ビル
6	田鶴小学校	☆☆	宮崎町2131	82-3169	5.1	津波避難ビル
7	県営住宅港団地	☆☆	港町793-10		2.3	津波避難ビル
8	河北地区避難拠点地	☆☆☆	初島町里2409-1		26.0	避難拠点地
9	河南地区避難拠点地	☆☆☆	宮崎町1052-13		160	避難拠点地
10	トーヨーカネツ（株）和歌山工場	☆☆	野460		3.5	津波避難ビル
【地震】						
No	名 称	避難場所 安全レベル	所在地	電話 (0737)	標高(m)	備 考
1	初島小学校運動場	☆☆☆	初島町里1242		2.3	広域避難場所
2	和歌山医療スポーツ専門学校 (旧初島中学校) 運動場	☆☆☆	初島町里1350-1		2.9	広域避難場所
3	港小学校運動場	☆☆☆	港町261		3.5	広域避難場所
4	箕島小学校運動場	☆☆☆	箕島155		1.9	広域避難場所
5	有和中学校運動場	☆☆☆	箕島79		2.1	広域避難場所
6	田鶴小学校運動場	☆☆☆	宮崎町2131		5.1	広域避難場所
7	保田小学校運動場	☆☆☆	辻堂474		4.5	広域避難場所
8	宮原小学校運動場	☆☆☆	宮原町新町1		9.3	広域避難場所
9	糸我小学校運動場	☆☆☆	糸我町中番330		10.2	広域避難場所
10	箕島高校運動場	☆☆☆	箕島55		4.0	広域避難場所
11	箕島高校宮原校舎運動場	☆☆☆	宮原町新町416		9.0	広域避難場所
12	ふるさとの川総合公園	☆☆☆	宮原町滝川原635		0.0	広域避難場所
13	マツゲン有田球場	☆☆☆	宮崎町2497-2		3.8	広域避難場所
14	竹田グラウンド	☆☆☆	初島町里1266-1		6.0	広域避難場所
15	有田市健康スポーツ公園	☆☆☆	初島町浜1665		3.1	広域避難場所
【風水害】						
No	名 称	避難場所 安全レベル	所在地	電話 (0737)	標高(m)	備考
1	初島公民館	☆	初島町浜1367-3	82-4159	3.0	
2	和歌山医療スポーツ専門学校 (旧初島中学校)	☆ (注)	初島町里1350-1	82-2468	2.9	
3	港小学校	☆☆☆	港町261	83-4880	3.5	
4	箕島小学校	☆	箕島155	82-2034	1.9	
5	有和中学校	-	箕島79	83-2075	2.1	
6	田鶴小学校	☆ (注)	宮崎町2131	82-3169	5.1	
7	保田小学校	☆	辻堂474	82-2421	4.5	
8	宮原小学校	☆	宮原町新町1	88-7117	9.3	
9	糸我小学校	☆	糸我町中番330	88-7116	10.2	
10	文化福祉センター	-	箕島27	82-3221	7.0	
11	福祉館なごみ	☆ (注)	宮原町東215	82-2750	10.0	
12	トーヨーカネツ（株）和歌山工場	☆	野460		3.5	
13	有田市民体育館	☆☆☆	初島町浜1756-5	83-0109	5.4	
14	有田市民水泳場	☆	初島町浜1650-1	22-3250	3.1	
15	有田市健康スポーツ公園	☆☆	初島町浜1665		3.1	

資料 34 津波時避難目標地点一覧表

■津波時避難目標地点一覧

No	名 称	標高(m)	No	名 称	標高
1	北原地区内高台 A	25	37	法華寺	21
2	大型共同作業所周辺	30	38	天神坪高台	25
3	国主神社周辺	16	39	西迎高台	20
4	弓場池周辺	14	40	下中島西回り農道付近	25
5	奥地区高台 A	29	41	下中島ちびっ子広場	20
6	奥地区高台 B	15	42	下中島配水池付近	52
7	奥地区高台 C	36	43	大師堂	23
8	愛宕山高台	10	44	須佐神社	34
9	長峰農道高台	20	45	オレンジウェイ入口	21
10	みかん海道（宮崎）	57	46	安養寺	8
11	石垣組資材置場下	19	47	山地ふるさと公園	23
12	辰ヶ浜霊園高台	28	48	八幡神社	14
13	浄妙寺付近高台	17	49	西山農道	24
14	ウエノ公園高台	17	50	真砂会館上	38
15	田鶴小学校裏山	5.1	51	西谷農道	24
16	高田原	20	52	谷口アパート上	26
17	高田公園	19	53	初島トンネル東側	28
18	逢井地区 A	16	54	JR 第 1 箕島トンネル付近	15
19	逢井地区 B	17	55	箕島変電所東側農道	19
20	有田公園	21	56	法正寺	8
21	糸我王子社付近高台	24	57	神光池	24
22	仁平寺付近高台	23	58	黒岩農道	20
23	法明寺付近高台	21	59	春日原	22
24	多喜寺	13	60	伏谷 A	17
25	宮原神社	28	61	伏谷 B	14
26	市原農道	26	62	鎌池周辺	16
27	宮東農道	17	63	沖池周辺	26
28	福勝寺	14	64	北原地区内高台 B	12
29	鳥間池周辺	16	65	逢井地区 C	22
30	地藏寺	24	66	男浦地区高台	19
31	星尾地区農道 A	19	67	弁財天	10
32	星尾地区農道 B	22	68	円満寺	10
33	新堂配水池跡付近	20	69	みかん海道（山地）	27
34	観音寺	20	70	女ノ浦地区高台	12
35	妙法寺	8	71	和歌山医療スポーツ専門学校 （旧初島中学校）裏山	20
36	地藏堂	13	72	矢櫃公民館	41

資料 35 福祉避難所一覧表

■指定福祉避難所

名 称	所在地	電 話	標高(m)	収容人員
文化福祉センター	箕島 27	0737-82-3221	7	160
福祉館なごみ	宮原町東 215	0737-88-2750	10	70

■民間施設による福祉避難所

名 称	所在地	電 話	最大床数
特別養護老人ホーム 田鶴苑	宮崎町 911	0737-82-6644	10 床
特別養護老人ホーム 愛宕苑	港町 9-1	0737-82-0600	10 床
特別養護老人ホーム ありだ橘苑	野 639-2	0737-83-6255	8 床

放課後等デイサービス小麦畑	箕島 123	0737-23-8251	10 床
グループホームあおい	初島町里 119-1	0737-82-5545	10 床

資料 36 災害時用臨時ヘリポート一覧表

番号	施設名	所在地		施設管理者		発着場 面積(m)	備 考
		住所	電話 番号	氏 名	電話 番号	東西 × 南北	
1	有和中学校	箕島 79	0737-82-2075	学校長		100×110	北に校舎、体育館
2	初島小学校	初 島 町 里 1242	0737-82-2467	学校長		60×100	北と西に煙突、山
3	ふるさとの 川総合公園	宮原町滝川原 新田地先(有 田川河川敷)	0737-83-1111※	市経済建設部 長	0737-83-1111	800×100	西 600m に斜張橋
4	マツゲン有 田球場	宮崎町 2497-2	0737-82-0701	N P O 法人和 歌山箕島球友 会理事長		122× 98	周囲にスタンド及び フェンス

※経済建設部（都市整備課）の電話番号

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 37 仮設住宅建設予定地一覧表

No.	名称
1	糸我小学校グラウンド
2	初島小学校グラウンド
3	港小学校グラウンド
4	箕島小学校グラウンド
5	保田小学校グラウンド
6	田鶴小学校グラウンド
7	和歌山医療スポーツ専門学校 (旧初島中学校)グラウンド
8	有和中学校グラウンド
9	宮原小学校グラウンド
10	マツゲン有田球場
11	有田市健康スポーツ公園

※災害の状況に応じて、上記場所より選択する

出典：有田市資料

資料 38 物資集積場所一覧表

名 称	所在地	電話
箕島高校（箕島校舎）	箕島 55	0737-83-2155
マツゲン有田球場	宮崎町 2497-2	0737-82-0701
有田市健康スポーツ公園	初島町浜 1665	-

出典：有田市資料

資料 39 遺体安置場所

名 称	所在地	電話
有田市民体育館	初島町浜 1756-5	0737-83-0109
有田市健康スポーツ公園	初島町浜 1665	
箕島高校宮原校舎 (市管理施設が使えない場合に 限る)	宮原町新町 416	0737-88-6238

出典：有田市資料

資料 40 市所有車両一覧表

令和6年4月1日現在

車種 所属	軽自動車			普通自動車			その他
	乗用	貨物	内トラック ダンプ	乗用	貨物	内トラック ダンプ	特殊車両
経 営 管 理 部	1	3		3			公共応急作業車2
市民福祉部	9	11	1		2	2	塵芥車2 尿尿処理車2 ユニック1 油圧式ショベル1 車いす移動車1
経済建設部	1	11	2				公共応急作業車3
教育委員会	4	5	2	2			
議会事務局				1			
水道事務所		5	1	1			給水車2
市 立 病 院	4	4		1			救急車1 公共応急作業車1
計	19	39	6	8	2	2	16

※緊急自動車は除く。
出典：有田市資料

備蓄資機材（自主防災）

備蓄

令和6年4月1日現在

施 設 名	簡易無線機	防災倉庫	折畳み担架	折畳みリヤカー
初島	3	1	3	1
港	3	1	3	1
箕島	3	1	3	1
宮崎	3	1	3	1
中央	3	1	3	1
保田	3	1	3	1
宮原	3	1	3	1
糸我	3	1	3	1
小 計	24	8	24	8
矢櫃	1			
女の浦	1			
逢井	1		1	
高田	1		1	
前田	1			
畑	1			
市原	1			
小 計	7	0	2	0
総 計	31	8	26	8

出典：有田市資料

耐震性貯水池

耐震性貯水池

	貯水量(t)	貯水率(60%)	備 考
下中島配水地	2,000		
宮崎	1,000		
矢櫃	500		
新堂	100		
箕島中学校	60		
宮原小学校	60		
河南地区避難拠点地	20		
計	3,740	2,244	3,740t=3,740,000ℓ 2,244t=2,244,000ℓ

※貯水量 常時 60%以上

1 日 3ℓ/人： 2,244,000 ℓ ÷ (有田市人口 26,562 人 × 3ℓ) ≒ 28 日分

給水車両

給水車	1 台	2t	
給水タンク	1 台	1.5tタンク	

車載給水タンク

車載給水タンク	1 基	1.5 t	
車載給水タンク (加圧ポンプ付き)	1 基	250ℓ	軽トラック用

給水容器

仮設給水タンク	4 台	1t	
ポリタンク	500 個	20ℓ	
給水ポリ袋	1000 枚	5ℓ	

出典：有田市資料

資料 42 雨量観測局一覧表（県管理）

観測所	所在地	設置場所	観測者	備考
有田	有田市箕島	有田市役所	有田振興局 建設部職員	テレメータ
港	有田市港町	港ポンプ場	有田振興局 建設部職員	テレメータ
宮原	有田市宮原町新町	有田市宮原公民館	有田振興局 建設部職員	テレメータ
糸我	有田市糸我町西	糸我西 814-1	有田振興局 建設部職員	テレメータ

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 43 水位観測所一覧表（県管理）

河川名	観測所	所在地	設置場所	水位		堤防高		備考
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	左岸	右岸	
有田川	保田橋	山田原	保田橋橋脚	3.70	4.80	9.80	9.70	テレメータ 半導体式
有田川	宮原	宮原町	有田東大橋右 岸下流 500m	3.60	4.20	9.80	10.30	テレメータ 半導体式

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 44 避難指示等発令基準

■避難情報等の発令にあたっては、下記の基準や現地情報等を参考に総合的に判断する。

【洪水のおそれがある場合】

警戒レベル	避難情報の種類	発令基準
3	高齢者等避難	・有田川の水位が、金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかににおいて避難判断水位に到達し、引き続き水位上昇のおそれがあるとき ・有田川の洪水キキクル（危険度分布）で「赤」が出現したとき ・洪水警報が発令され、有田川以外の河川で災害発生の恐れがあるとき ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
4	避難指示	・有田川の水位が、金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかににおいて氾濫危険水位に到達したことが確認されたとき - 有田川の洪水キキクル（危険度分布）で「紫」が出現したとき ・有田川以外の河川において、浸水被害が発生し、引き続き被害が拡大しているとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立ち退き困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
5	緊急安全確保	・大雨特別警報が発表されたとき ・有田川の洪水キキクル（危険度分布）で「黒」が出現したとき ・堤防の決壊や越水が確認されたとき
解 除		・有田川の水位が十分に下がり、再度上昇するおそれがないとき ・住宅地での浸水や避難路の冠水が解消して、再度浸水するおそれがないとき

【土砂災害のおそれがある場合】

警戒レベル	避難情報の種類	発令基準
3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ・有田市内に土砂キキクル（危険度分布）で「赤」が出現したとき ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
4	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれが高まったと判断されるとき ・有田市内に土砂キキクル（危険度分布）で「紫」が出現したとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立ち退き困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）
5	緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・有田市内に土砂キキクル（危険度分布）で「黒」が出現したとき ・土砂災害の発生が確認されたとき

解 除	・土砂災害の危険性が十分に下がり、再度高まるおそれがないとき
-----	--------------------------------

【津波災害のおそれがある場合】

警戒レベル	避難情報の種類	実況情報等に基づく場合	対象地区
4	避難指示	・強い地震（震度 4 程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ・津波警報を覚知したとき	辰ヶ浜、矢櫃、女の浦、男浦、高田、逢井、港町、箕島、初島町浜 【東海・東南海・南海 3 連動地震の浸水想定域】
		・大津波警報を覚知したとき	辰ヶ浜、矢櫃、女の浦、男浦、高田、逢井、港町、箕島、小豆島、古江見、野、山地、新堂、初島町浜、山田原 【南海トラフ巨大地震の浸水想定域】

【高潮災害のおそれがある場合】

警戒レベル	避難情報の種類	発令基準
3	高齢者等避難	・高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性について言及されたとき ・高潮注意報が発表されたあとに、強風を伴う台風等が接近することが見込まれるとき
4	避難指示	・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき ・高潮注意報が発表され、当該注意報が夜間から明け方にかけて警報に切り替える可能性について言及されたとき（夕刻時点で発令） ・高潮注意報が発表されており、当該注意報が警報に切り替える可能性について言及され、かつ、暴風警報または暴風特別警報が発表されたとき
5	緊急安全確保	・高潮による浸水の発生が確認されたとき

資料 45 非常通信経路

1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目 \ 級別	A 級（高信頼度）	B 級
途中中継回路	1 以下	2 以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 (又は非常の際に 30 分程度以内に配置につける状態)	左記以外
有線区間	なし (又はあっても 2 以上のルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計となっている)	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり
チャンネル切替による通信	なし	あり
庁舎の耐震性	あり	左記以外
津波等による浸水	庁舎が浸水域外	左記以外

総合信頼度“Ａ級”とは経路全体を通じ、全基準項目についてＡ級基準に該当する。

“Ｂ級”とは経路中のいずれかの基準項目についてＢ級基準のものが含まれる。

2 凡 例

[水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線

[消防]：消防防災無線網（地上系）

[地星]：地域衛星通信ネットワーク回線

[県防]：県防災行政無線回線（ＦＷＡ）

[警察]：警察用回線

[海保]：海上保安庁回線

[電力]：電気事業者回線

[ＪＲ]：ＪＲ用回線

[南海]：南海電鉄回線

[ガス]：大阪ガス回線

[専用]：電気通信事業者の専用通信回線

[消救]：消防救急無線（共通波）

[相互]：防災相互通信用無線

[放流警報]：ダム放流警報用無線

[日赤]：赤十字用無線

[アマ]：アマチュア無線

[衛星電話]：衛星携帯電話

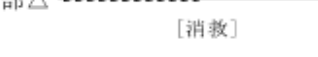
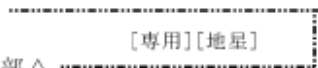
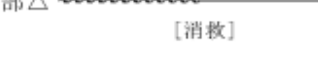
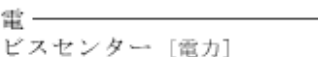
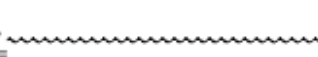
—— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 ~~~~~ 有無線混在区間 ----- 衛星通信区間
----- 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線２ルート区間
----- 使送区間（使送距離〇〇km）、
防災相互通信用無線を運用できる機関（□：常設、△：常設以外）、■使送対応が不可の機関

斜体文字の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設

（近畿地方非常通信協議会 平成 25 年度調査結果）

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁及び各市町村役場からの距離を代表表示した。

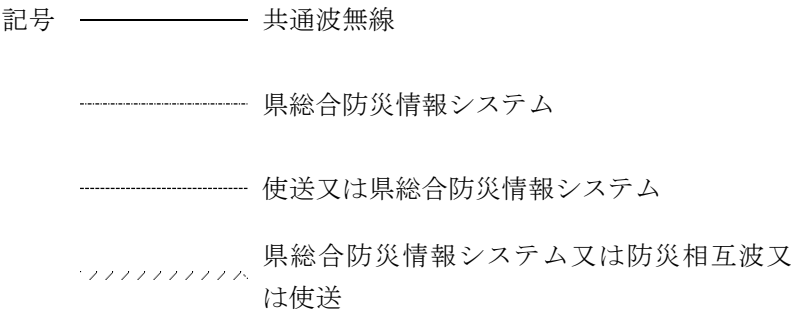
区 間	総合 信頼 度	市町村 役場と の距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県施設 との 距離
有田地方	A		有田市役所△  有田振興局□ [専用][地星] (総務県民課)	
有田市 (防災安全課) ⇔ 有田振興局	A	0.1km	有田市消防本部△ (警防課)	
	B		有田市役所△  有田振興局□ [衛星電話] (総務県民課)	
	B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u>  <u>有田湯浅警察署</u> △ <u>有田分庁舎</u> [警察] (地域課)	1.7km
	B	0.1km	有田市消防本部△  有田振興局□ (警防課) [相互] (総務県民課)	
	B	0.1km	有田市消防本部△  湯浅広川消防組合△ (警防課) [消防] (警防課)	1.2km
有田市 (防災安全課) ⇔ 和歌山県庁	A		有田市役所△  和歌山県庁□ [専用][地星] (防災企画課)	
	A	0.1km	有田市消防本部△ (警防課)	
	B		有田市役所△  和歌山県庁□ [衛星電話] (防災企画課)	
	B	0.1km	有田市消防本部△  和歌山県庁□ (警防課) [消防] (危機管理・消防課)	
	B	1.7km	<u>有田湯浅警察署</u>  県警察本部△ <u>有田分庁舎</u> [警察] (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	0.3km	関西電力送配電  関西電力送配電 箕島技術サービスセンター [電力] 和歌山配電営業所 (移動無線基地局) ※休日夜間不在	1km
	B	0.7km	■ <u>J R 箕島駅</u>  J R 和歌山支社 (業務委託駅、取扱時間 7:30 ~ 19:00) [J R]	2.7km

注 JR 箕島駅・JR 和歌山支社間は箕島駅委託化により連絡可能時間が7時30分から19時(一部不在時間あり)営業時間外での対応はJR 御坊駅・JR 和歌山支社間

—— 無線区間  有線区間  有無線混在区間  衛星通信区間
 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間
 使送区間 (使送距離○km)、
 防災相互通信用無線を運用できる機関 (□：常設、△：常設以外)、■使送対応が不可の機関

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 46 消防用県内共通波無線非常通信経路



消防本部名	経 路
有田市消防本部	消防本部 和歌山市消防局 和歌山県庁
	消防本部 湯浅広川消防組合 有田振興局 or 湯浅町 和歌山県庁

出典：和歌山県地域防災計画資料編

緊急消防援助隊応援要請連絡票

第	報
平成	年 月 日

和歌山県知事 殿

有田市長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の種別・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	平成	年	月	日	時	分
必要応援部隊	部 隊 種 別					
	消火部隊		特殊災害部隊	毒劇物等対応隊		
	救助部隊			N 災害対応隊		
	救急部隊			B 災害対応隊		
	航空部隊			C 災害対応隊		
	水上部隊		大規模危険物火災等対応隊			
	特に指定なし		特殊装備部隊	密閉空間火災等対応隊		
				遠距離大量送水隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)						
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号	
	有田市長				TEL : 0737-83-1111 FAX : 0737-82-0710	

出典：和歌山県緊急消防援助隊受援計画（平成 25 年 3 月）

資料 48 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 350 円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建築型応急住宅 1 規模 応急救助の主旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1 戸当たり 6,883,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) 賃貸型応急住宅 1 規模 世帯の人数に応じた建設型応急住宅で定める規模に準じる 2 限度額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20 日以内着工 災害発生の日から速やかに提供	1 平均 1 戸当たり、6,883,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 完成の日から最長 2 年 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実状に応じた額 2 供与期間 最長 2 年
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、そ	1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

第 1 編

第 2 編

第 3 編

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

救助の範囲	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
	の他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	2 下記金額の範囲内							
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
			冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 大規模半壊・中規模半壊・半壊 717,000 円以内 準半壊 348,000 円以内			災害発生の日から3ヶ月以内				
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費			災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	学校生徒及び高等学校等生徒	2 文房具及び通学用品は、1 人 当たり次の金額以内 小学生児童 5,200 円 中学生生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	用品) 15 日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 226,100 円以内 小人（12 歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,600 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第 1 編

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		の給与を考慮して定める		

第 2 編

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 19,400 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,500 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,900 円以内 土木技術、建築技術者 15,500 円以内 大工 26,400 円以内 左官 27,200 円以内 とび職 27,000 円以内 救急救命士 14,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

第 3 編

第 4 編

第 5 編

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和 6 年 4 月 1 日から適用

第 6 編

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料編

・ 資料 48 (2) 和歌山県被災者生活再建支援金

◆和歌山県被災者生活再建支援金

(最大) 全壊 300万円 大規模半壊 250万円 中規模半壊 100万円
 県内市町村に被災者生活再建支援法(国制度)が適用された場合に、
 国制度の対象とならない市町村に対する県独自の支援制度を創設
 ※当初予算には計上されていません。(災害発生時に都度対応予定)

同一災害による被災市町村	
A市(和歌山県)	B町(和歌山県)
被災者生活再建支援法適用	左の法適用外
国制度支援金	新 県制度支援金 ・額は国制度と同じ ・市町村負担なし

【支援金の支給額】

	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損傷割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損傷割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

◆見舞金

・ 人的被害に重点化した上で、増額

死亡・行方不明 5万円 → 10万円

重傷 5千円 → 3万円

※令和6年4月1日創設(和歌山県)

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

第
5
編

第
6
編

資
料
編

資料 49 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画

種 類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																										
災害弔慰金	(1) 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	市町村のうち当該災害により死亡（災害後 3 ヶ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治った時に精神又は身体に別に定める程度の障がいがある者 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>災害弔慰金</th><th>災害障がい見舞金</th></tr> <tr> <td>生計維持者</td><td>500 万円</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>250 万円</td><td>125 万円</td></tr> </table>	区 分	災害弔慰金	災害障がい見舞金	生計維持者	500 万円	250 万円	そ の 他	250 万円	125 万円																	
区 分	災害弔慰金	災害障がい見舞金																										
生計維持者	500 万円	250 万円																										
そ の 他	250 万円	125 万円																										
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が 1 以上ある自然災害	市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th><th colspan="2">1 世帯当たりの貸付限度額</th></tr> <tr> <th>世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がある場合</th><th>世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がない場合</th></tr> <tr> <td>家財等の損害がない場合</td><td>150 万円</td><td></td></tr> <tr> <td>家財等 1/3 以上の損害がある場合</td><td>250 万円</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td><td>270 万円</td><td>170 万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td></td><td>350 万円</td></tr> <tr> <td>住居の全体が滅失もしくは流失した場合</td><td></td><td>350 万円</td></tr> </table> 注 (1) 所得制限有り (2) 利率 年 3%（据置期間中は無利子） (3) 据置期間 3 年（特別の場合は、5 年） (4) 償還期間 10 年（据置期間を含む） (5) 償還方法 年賦又は半年賦	災害の種類及び程度	1 世帯当たりの貸付限度額		世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がない場合	家財等の損害がない場合	150 万円		家財等 1/3 以上の損害がある場合	250 万円	150 万円	住居が半壊した場合	270 万円	170 万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350 万円	250 万円	住居が全壊した場合	350 万円	250 万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350 万円	住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350 万円
災害の種類及び程度	1 世帯当たりの貸付限度額																											
	世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の 1 ヶ月以上の負傷がない場合																										
家財等の損害がない場合	150 万円																											
家財等 1/3 以上の損害がある場合	250 万円	150 万円																										
住居が半壊した場合	270 万円	170 万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350 万円	250 万円																										
住居が全壊した場合	350 万円	250 万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350 万円																										
住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350 万円																										

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 50 生活福祉資金貸付条件一覧

資金の種類		貸 付 限 度	据置期間	償還期限	備 考
総合支援資金					
	生活支援費	(二人以上) 月 2 0 万円	6 月以内	措置期間 経過後 1 0 年以内	
	※最長 1 年間の生活費	(単身) 月 1 5 万円			
	住宅入居費	4 0 万円			
	※敷金、礼金				
	一時生活再建費	6 0 万円			
	※一時的な需要に対応				
福祉資金					
	福祉費	5 8 0 万円 ※資金の用途に応じて目安額を別途設定	6 月以内	措置期間 経過後 2 0 年以内	標準となる貸付対象経費 ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費 ・ 住宅の増改築等に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・ 災害を受け臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の転居等に必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用自動車の購入に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	1 0 万円	2 月以内	措置期間 経過後 1 2 月以内	
教育支援資金					
	教育支援費	月 6 . 5 万円	卒業した 後 6 月 以 内	措置期間 経過後 2 0 年以内	
	就学支度金	5 0 万円			
不動産担保型生活資金					
	(一般世帯向け)	月 3 0 万円	契 約 終 了 後 3 月 以 内	据置期間終 了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
	(要保護世帯向け)	生活扶助額の 1 . 5 倍			

(注) 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年 1 . 5 % (不動産担保型生活資金は年 3 % 又は長期プライムレート)。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 51 和歌山県（統一様式）トリアージ・タグ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タグ（識別票）をトリアージ・タグという。

また、トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり和歌山県（統一様式）トリアージ・タグを定めるものとする。

1 タグの形式及び寸法

23. 2cm（縦）×11. 0cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

2 タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

3 トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

優先度	色別	疾 病 状 況	診 断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンдрーム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

1～3枚目（表面）

3枚目裏面（収容医療機関用）

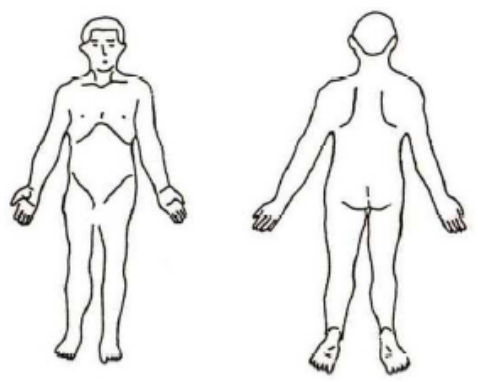
※モギリ部分は3枚目のみ

(災害現場用)		和歌山県	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III		
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他	
症状・傷病名			
特記事項			
0 (黒)		0 (黒)	
I (赤)		I (赤)	
II (黄)		II (黄)	
III (緑)		III (緑)	

23.2cm

11.0cm

特記事項



出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 52 和歌山県広域火葬実施要綱

和歌山県広域火葬実施要綱

(趣旨)

第1条 次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

(1)大規模災害の発生

(2)感染症のまん延

(3)その他、広域火葬を必要とする事態の発生

(定義)

第2条 この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

(実施の体制)

第3条 広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

(被害状況の把握及び報告)

第4条 大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

(広域火葬の応援・協力の要請)

第5条 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

2 県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下（応援市町村等」という。））、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

3 県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

(火葬場の選定)

第6条 県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2 応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

(遺体の取扱い)

第7条 被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

(1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保

(2) 遺体の保存のために必要な物資の調達

第
1
編

- (3) 作業要員の確保
- (4) その他必要事項

2 前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3 県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。

(遺体の搬送)

第8条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2 被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

(住民への情報提供)

第9条 応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

(災害以外の事由による遺体の火葬)

第10条 応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

(火葬に係る特例的取扱い)

第11条 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(火葬状況の報告)

第12条 応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2 前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3 県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(引取者のいない焼骨の保管)

第13条 引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

第
3
編

第
4
編

第
5
編

第
6
編

資
料
編

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 53 県下火葬場整備状況一覧表

No.	火 葬 場 名	住 所	電 話 番 号	炉数	火葬数（体／日）	
					平常時	延長時
1	和歌山市斎場	和歌山市南出島 100-1	073-471-2921	14	26	52
2	橋本市斎場	橋本市赤塚 474-3	0736-32-9909	3	9	12
3	御坊市斎場	御坊市島 1073-1	0738-23-4101	3	4	
4	田辺市斎場	田辺市上の山一丁目 11-25	0739-22-2887	5	5	10
5	清浄苑	新宮市新宮 8002-96	0735-22-7774	3	6	12
6	下津斎場	海南市下津町梅田 670-31	073-492-4152	2	3	5
7	五色台聖苑	紀美野町国木原 577-4	073-489-5505	6	18	24
8	打田火葬場	紀の川市竹房 774	0736-77-2272	2	2	4
9	粉河火葬場	紀の川市粉河 2608	0736-73-6796	3	3	9
10	桃山火葬場	紀の川市桃山町調月 349-1	0736-66-1139	2	2	4
11	那賀斎場	紀の川市北桶 71	0736-75-9666	2	2	
12	岩出市火葬場	岩出市根来	0736-62-5060	4	3	6
13	かつらぎ斎場	かつらぎ町妙寺 1471	0736-22-6208	3	5	10
14	高野口斎場	橋本市高野口町名倉 1380-2	0736-43-2680	2	4	6
15	高野町斎場	高野町高野山 19-4	0736-56-5515	2	4	6
16	湯浅斎場	湯浅町湯浅 2335	0737-63-0120	3	3	6
17	有田聖苑	有田川町吉見 381-1	0737-52-3055	5	5	10
18	清水斎場	有田川町清水 1038-8	0737-25-1111	2	2	4
19	美浜町斎場	美浜町和田 1139-1	0738-23-0666	3	6	9
20	日高町営斎場	日高町比井 1439	0738-64-2822	3	3	4
21	由良町総合火葬場	由良町江ノ駒 250-1	0738-65-1973	3	4	6
22	川辺斎場	日高川町和佐 1864-1	0738-53-0629	2	4	6
23	中津美山斎場	日高川町姉子 243-1	0738-54-0291	2	6	8
24	みなべ町斎場	みなべ町東本庄 1197-1	0739-74-3150	3	3	6
25	印南町斎場	印南町印南 2070-10	0738-42-1331	2	2	6
26	白浜町斎場	白浜町保呂 667-4	0739-45-3810	5	10	15
27	日置川斎場	白浜町日置 2040-28	0739-52-3806	2	4	6
28	すさみ町火葬場	すさみ町周参見 4742	0739-55-3261	2	2	4
29	串本火葬場	串本町串本 518	0735-62-0975	2	2	4
30	那智勝浦町斎場	那智勝浦町天満 1991-2	0735-52-4963	2	4	8
31	古座斎場	串本町西向 1004-2	0735-72-0625	1	2	4
32	古座川町立斎場	古座川町鶴川 350-3	0735-78-0780	2	2	

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 54 東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」

(平成 25 年 12 月 26 日 警察庁指定)

広域交通規制 道路路線名	区 間	区間起終点		延長距離 (km)	広域交通検問所
国道 2 4 号	全 線	京都府 京都市	和歌山県 和歌山市	193.0	橋本市隅田町 「橋本東インター」
					橋本市真土 「真土峠」
国道 2 6 号	全 線	大阪府 大阪市	和歌山県 和歌山市	75.2	和歌山市中 「和歌山計量所前（孝子 峠）」
国道 4 2 号	全 線	静岡県 浜松市	和歌山県 和歌山市	472.1	新宮市大橋通 「新熊野大橋」
近畿自動車道 (阪和自動車道・ 湯浅御坊道路)	全 線	大阪府 松原市	和歌山県 田辺市	128.7	和歌山市栗栖 「和歌山インター」

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 55 県内の清掃施設等の状況

(1) ごみ焼却施設及びごみ燃料化施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	400	和歌山市湊 1342-3	073-428-4153
	和歌山市	320	和歌山市湊 1342-39	073-433-6663
岩出保健所	岩出市	60	岩出市根来 2273-2	0736-62-0814
	紀の海広域施設組合	135	紀の川市桃山町最上 1290-94	0736-66-1813
橋本保健所	橋本周辺広域市町村圏組合	101	橋本市高野口町大野 1827-28	0736-42-5300
湯浅保健所	有田周辺広域圏事務組合	100	有田郡有田川町上中島 927	0737-52-5384
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	147	御坊市名田町野島 2731-4	0738-29-3030
	御坊広域行政事務組合※	4.9	御坊市名田町野島 2731-4	0738-29-3030
田辺保健所	田辺市	150	田辺市元町 2291-6	0739-24-6218
	白浜町	55	西牟婁郡白浜町保呂 749	0739-45-3800
	すさみ町	15	西牟婁郡すさみ町周参見 4810	0739-55-3200
	上大中清掃施設組合	22	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1862	0739-49-0533
新宮保健所	新宮市	49	新宮市南桧杖字土ノ河 648-34	0735-28-5337
	那智勝浦町	50	東牟婁郡那智勝浦町天満 1986	0735-52-4564
	太地町	6	東牟婁郡太地町太地 2638-1	0735-59-3758
新宮保健所 串本支所	串本町古座川町 衛生施設事務組合	30	東牟婁郡串本町田原字宝嶋 4176-1	0735-74-0017
合計		1,585		

※ごみ燃料化施設

令和元年 7 月時点での休止中及び廃止済みを除く

出典：和歌山県地域防災計画資料編

(2) 粗大ごみ処理施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	75	和歌山市湊 1342-3	073-428-4153
湯浅保健所	有田周辺広域圏事務組合	30	有田郡有田川町上中島 927	0737-53-5384
新宮保健所	新宮市	1	新宮市南桧杖字土ノ河 648-34	0735-28-5337
合計		96		

休止中を除く

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第 1 編

(3) し尿処理施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (kl/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	484	和歌山市湊 1342	073-422-4732
海南保健所	海南海草環境衛生施設組合	130	海南市築地 1 番地の 12	073-483-7030
岩出保健所	那賀衛生環境整備組合	165	紀の川市桃山町調月 12	0736-66-1851
橋本保健所	橋本伊都衛生施設組合	150	橋本市学文路 172	0736-32-0028
湯浅保健所	有田衛生施設事務組合	38	有田郡湯浅町湯浅 2350	0737-63-5444
	有田周辺広域圏事務組合	84	有田郡有田川町長谷川 1152-137	0737-32-4451
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	131	御坊市熊野 1282	0738-22-2504
田辺保健所	田辺市周辺衛生施設組合	170	田辺市新庄町 1177-3	0739-26-4730
	富田川衛生施設組合	75	西牟婁郡白浜町十九淵 1182-1	0739-45-2111
	大辺路衛生施設事務組合	30	西牟婁郡すさみ町周参見 4810	0739-55-2424
新宮保健所	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	37	東牟婁郡那智勝浦町市屋 1054-9	0735-52-2325
	紀南環境衛生施設事務組合	98	新宮市新宮 8002-9	0735-22-6600
新宮保健所 串本支所	串本町・古座川町衛生施設事務組合	45	東牟婁郡古座川町池野山 577-1	0735-72-6322
合計		1,637		

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第 5 編

(4) 廃棄物収集車

管轄保健所等	市町村 及び 一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ 収集車 (台)	積載量 (t)	収集車区分			し尿 収集車 (台)	積載量 (kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
和歌山市	和歌山市	○	○	○	348	1,167			○	99	247
海南保健所	海南市	○	○	○	227	441			○	31	75
	紀美野町	○	○	○	9	17			○	11	27
	海南海草環境衛生施設組合				0	0				0	0
岩出保健所	紀の川市	○	○	○	36	73	○		○	31	92
	岩出市	○	○	○	96	221				13	39
	那賀衛生環境整備組合				0	0				0	0
	紀の海広域施設組合				0	0				0	0
橋本保健所	橋本市	○	○	○	42	67	○		○	21	41
	かつらぎ町	○	○	○	12	20			○	17	62
	九度山町	○	○		348	1,167			○	99	247
	高野町		○		11	21			○	2	4

第 6 編

資料編

管轄保健所 等	市町村 及び 一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ 収集車 (台)	積載量 (t)	収集車区分			し尿 収集車 (台)	積載量 (kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
	橋本伊都衛生施設組合				0	0				0	0
	橋本周辺広域市 町村圏組合				0	0				0	0
湯浅保健所	有田市	○	○	○	35	60			○	14	32
	湯浅町	○		○	9	18			○	6	13
	広川町	○			3	6			○	7	14
	有田川町		○	○	35	111				13	34
	有田衛生施設事 務組合	○			2	4				0	0
	有田周辺広域圏 事務組合				0	0				0	0
御坊保健所	御坊市		○	○	13	42			○	15	42
	美浜町		○		4	11			○	3	10
	日高町		○		3	10			○	5	15
	由良町		○		3	6			○	2	6
	印南町		○		8	14			○	5	14
	日高川町	○	○	○	10	21			○	14	39
	御坊広域行政事 務組合				0	0				0	0
田辺保健所	田辺市	○	○	○	97	176			○	29	101
	みなべ町		○		27	43			○	9	29
	白浜町	○	○	○	46	75				0	0
	上富田町		○		7	15				0	0
	すさみ町	○	○		5	10				0	0
	大辺路衛生施設 組合				0	0			○	6	13
	上大中清掃施設 組合				0	0				0	0
	田辺市周辺衛生 施設組合				0	0				0	0
	富田川衛生施設 組合				0	0			○	13	37
	紀南環境広域施 設組合				0	0				0	0
新宮保健所	新宮市	○	○	○	122	220				0	0
	那智勝浦町	○			7	12				0	0
	太地町	○			4	6			○	3	5
	北山村	○			1	3			○	8	16
	紀南環境衛生施				0	0				0	0

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

管轄保健所等	市町村及び一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ収集車(台)	積載量(t)	収集車区分			し尿収集車(台)	積載量(kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
	設事務組合										
	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合				0	0			○	10	20
新宮保健所串本支所	古座川町	○			3	10			○	6	11
	串本町	○	○		25	38			○	15	33
	串本町古座川町衛生施設事務組合				0	0				0	0
合計					1,259	2,948				412	1,079

出典：和歌山県地域防災計画資料編

資料 56 災害即報基準

【風水害】

■災害即報基準

即報基準			直接即報基準
一般基準		○救助法の適用基準に合致するもの ○災害対策本部を設置したもの ○災害が 2 府県以上にまたがるもので、府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一の災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの ○河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの 上記のうち死者または行方不明者を生じたもの	●
	雪害	○雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの ○道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準		上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられるなど社会的影響度が高いもの	

■火災即報基準

即報基準			直接即報基準
一般基準		○死者 3 人以上 ○死者及び傷病者の合計が 10 人以上	
個別基準	火 災	建物火災 ○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物の 11 階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの ○国指定重要文化財または特定違反対象物の火災 ○建物焼損延面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ○損害額 1 億円以上と推定される火災	
		○ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	●
		林野火災 ○焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請または実施したもの ○住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
		交通機関の火災 船舶、航空機、列車、自動車火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災	●
		その他 以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上に参考となるもの	

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

即報基準			直接即報基準
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	○危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの		●
	○特定事業所内の火災（危険物施設、高圧ガス施設以外のもの）		
危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵しまたは取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ○周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもののまたは爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発または漏洩事故 ○海上、河川への危険物等の流出事故 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故		
	○死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの ○傷病者が5名以上発生したもの ○危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で 500 m²程度以上の区域に影響をあたえたもの ○危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 ○市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災		●

即報基準			直接即報基準
原子力災害等		○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏洩があったもの	●
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏洩及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いもの	
社会的影響基準		上記に該当しない火災・事故であっても、報道機関にとり上げられるなど社会的影響度が高いと認められるもの	
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	●

■救急・救助事故即報基準

即報基準	直接即報基準
○死者 5 人以上の救急事故 ○死者及び傷病者の合計が 15 人以上の救急事故 ○要救助者が 5 人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所用時間が 5 時間以上を要した救助事故 ○その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急救助事故	
死者及び傷病者の合計が 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの ○列車、航空機、船舶等の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○バスの転落等による救急・救助事故 ○ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 ○その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの	●

第 1 編

【地震・津波】

■災害即報基準

即報基準			直接即報基準
一般基準		○救助法の適用基準に合致するもの ○災害対策本部を設置したもの ○災害が2府県以上にまたがるもので、府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一の災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	地震	○被害の有無を問わず、市域内で震度5強以上を記録したもの	●
		○地震が発生し、市域内で震度4以上を記録したもの	
	津波	○津波により、人的被害または住家被害を生じたもの うち死者または行方不明者を生じたもの	●
社会的影響基準		上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられるなど社会的影響度が高いもの	

出典：火災・災害等即報要領（平成20年9月改正）

第 4 編

第 5 編

第 6 編

資料編

資料 57 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
法第2章 （3条～4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 （2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 但し、1、2に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限り） 3 漁業被害見込額＞農業被害見込額 かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く （1）漁船等の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額×100分の0.5 （2）漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準）

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

	農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額＞該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得 （木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得 （木材生産部門）推定額×100分の1
法第12条、13条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例等	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災 害復旧事業に対する 補助 法第17条 私立学校施設災害復 旧事業の補助 法第19条 市町村が施行する感 染症予防事業に関す る負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

法第22条 罹災者公営住宅建設 等事業に対する補助 の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地 ⁹⁰ の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上
法第24条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

出典：和歌山県地域防災計画資料編

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

資料 58 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準	
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額	当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害 当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害
	税 但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収額×0.2+（当該標準税収額-50億円）×0.6に該当する市町村が、1以上ある災害
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））	農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額 但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害 漁業被害額＞農業被害額 かつ、 漁船等被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）	当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く）
右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害	当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し

適用すべき措置	激甚災害指定基準
	に係る林業被害見込額（樹木に > 当該林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の0.05の場合を除く。 かつ、大火災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 > 300haの市町村 その他の災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有面積（人口林に係るものに限る。） × 100分の25の市町村が 1 以上ある災害
右の市町村の区域内で 中小企業者が必要とする 当該災害復旧資金等に係 る激甚法第12条、第13 条の措置	中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定 害に係る中小企業関係被害額 > 額 × 100分の10に該当する市町村（当該被害 額1,000万円未満は除外）が 1 以上ある災害 但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。

出典：和歌山県地域防災計画資料編